

平成 3 0 年

南部町議会第 3 回定例会会議録

平成 3 0 年 9 月 1 1 日 開会

平成 3 0 年 9 月 2 1 日 閉会

山梨県南部町議会

平成 3 0 年

南部町議会第 3 回定例会会議録

9 月 1 1 日

平成30年南部町議会第3回定例会（第1日目）

議事日程（第1号）

平成30年9月11日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議長あいさつ

2. 開会・会議

3. 日程報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

日程第4 提出議題の報告

日程第5 議案の上程・説明

報告第5号 平成29年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第49号 平成30年度南部町一般会計補正予算（第3号）

議案第50号 平成30年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第51号 平成30年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）

議案第52号 平成30年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第53号 平成30年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第54号 平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第55号 平成30年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）

認定第1号 平成29年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成29年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成29年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成29年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成29年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成29年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成29年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 平成29年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成29年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 提出議案に対する質疑（ 1 件）

報告第 5 号 平成 29 年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第 7 提出議案に対する質疑（ 17 件）

議案第 49 号 平成 30 年度南部町一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 50 号 平成 30 年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 51 号 平成 30 年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 52 号 平成 30 年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 53 号 平成 30 年度南部町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 54 号 平成 30 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 55 号 平成 30 年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第 1 号）

認定第 1 号 平成 29 年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 平成 29 年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号 平成 29 年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号 平成 29 年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5 号 平成 29 年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号 平成 29 年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号 平成 29 年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8 号 平成 29 年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9 号 平成 29 年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 10 号 平成 29 年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 提出議案の委員会付託

日程第 9 一般質問

日程第 10 議員派遣について

4. 出席議員は次のとおりである。（ 12 名）

1 番	高 橋 茂 広	2 番	若 林 良 一
3 番	望 月 光 彦	4 番	小 泉 昇 一
5 番	若 林 一 明	6 番	市 川 強
7 番	遠 藤 光 宣	8 番	仲 亀 佳 定
9 番	森 田 守	10 番	堀 之 内 可 和
11 番	望 月 藤 一	12 番	望 月 將 名

5. 欠席議員(な し)

6. 会議録署名議員

10番 堀之内可和
1番 高橋茂広

11番 望月藤一

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名(25名)

町長	佐野和広	教育長	芦澤和彦
代表監査委員	若林泰文	参 与	望月哲也
会計管理者 (兼)出納室長	近藤 勝	総務課長	小倉弘規
財政課長	遠藤良彦	企画課長	望月一弥
税務課長	望月一希	交通防災課長	稲葉芳幸
子育て支援課長	佐野 勝	福祉保健課長(兼) 地域包括支援センター所長	佐野武人
住民課長	四條理恵	産業振興課長(併) 農業委員会事務局長	梶原 猛
建設課長	若林邦治	水道環境課長	望月一臣
環境センター所長	新井 稔	健康管理センター所長	望月 浩
デイサービスセンター所長	青木正和	アルファセンター所長	佐野彰紀
学校教育課長(兼) 学校給食共同調理場所長	市川 隆	生涯学習課長(兼)公民館・文化館 (兼)アピアスポーツセンター所長	木内一哉
税務課課長補佐	渡辺 基	建設課課長補佐	望月文広
企画課課長補佐	渡辺雄治		

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名(1名)

議会事務局長 滝 基成

開会 午前 9時30分

議長（望月將名君）

皆さん、おはようございます。

平成30年第3回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

はじめに、先週の台風21号は、非常に強い勢力のまま四国地方に上陸、日本列島を縦断し、全国各地に爪痕を残しました。

また、6日未明には、北海道胆振地方中東部を震源とする震度7の地震が発生しました。この台風および地震により被害された皆さまには、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、9月に入り厳しい残暑も幾分和らぎ、日ごとに秋の気配を感じられる季節となりました。

今年の夏を振り返りますと、梅雨明け以降は連日、猛烈な暑さが続き、全国各地で熱中症、水難事故といったニュースが、新聞やテレビで放送されました。

さらには、台風や記録的な局地豪雨により、西日本や東北地方では、甚大な被害に見舞われた地域もあり、これまでにない記録的な異常気象現象の年であったと思います。

また、9月2日の防災訓練では、これまでの予知型訓練から突発型訓練へと変わり、各自主防災組織を基軸とした、住民参加型による地震防災訓練が行われ、本町では突発的に発生した巨大地震を想定に、各地区の実情に即した訓練となりました。

住民が安心・安全に暮らすためにも、その生命や財産を災害から守る防災・減災は、もっとも重要であります。

私たち議会も執行部と一丸となって、防災体制に万全を期してまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、公私ともにご多忙のところ、第3回定例会へご参集を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本定例会の円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

ただいまから、平成30年南部町議会第3回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成30年南部町議会第3回定例会は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長（望月將名君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、10番 堀之内可和議員および11番 望月藤一議員の両名を指名いたします。

議長（望月將名君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月28日までの18日間といたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月28日までの18日間とすることに決定いたしました。

議長(望月將名君)

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育委員会の教育長および監査委員に出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたのでご承知願います。

町長からお手元に配布のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、請願、陳情等についてであります。本日までに請願1件、陳情1件を受理いたしました。皆さんのお手元に配布いたしましたとおりであります。

請願第1号 子どもたちにきめ細かな教育を実現するための、少人数学級推進及び教育予算拡充に関する請願書については、会議規則第92条第1項の規定により、文教厚生常任委員会に付託いたします。

なお、審査は今期定例会会期中を期限といたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、本付託案件は今期定例会中の審査とすることに決定いたしました。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による、平成29年度会計の平成30年5月分、平成30年度会計の平成30年5月、6月、7月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配布しておきましたのでご承知願います。

次に、教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による、「教育に関する事務の点検及び評価報告書 平成29年度分」の提出がありました。お手元に配布しておきましたのでご承知願います。

以上で、諸報告を終わります。

議長(望月將名君)

日程第4 提出議題の報告ですが、お手元に配布してありますので、提出議題の朗読を省略させていただきます。

議長(望月將名君)

日程第5 報告第5号 平成29年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第49号 平成30年度南部町一般会計補正予算(第3号)

議案第50号 平成30年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第51号 平成30年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算(第1号)

議案第52号 平成30年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

- 議案第 5 3 号 平成 3 0 年度南部町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 5 4 号 平成 3 0 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 5 5 号 平成 3 0 年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 認定第 1 号 平成 2 9 年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成 2 9 年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 平成 2 9 年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 平成 2 9 年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 平成 2 9 年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 平成 2 9 年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 平成 2 9 年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 平成 2 9 年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9 号 平成 2 9 年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 1 0 号 平成 2 9 年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について

以上、18件について、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

町長から行政報告と併せて、提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

町長（佐野和広君）

冒頭に、台風21号に引き続き、このたびの北海道胆振東部地震におきまして、被災されました皆さまにお見舞い申し上げますとともに、大変残念ながら亡くなられた方々には、心からお悔やみ申し上げます。

さて本日、平成30年第3回定例会を開催しましたところ、何かとご多忙のところ、全議員の皆さまの出席を賜り、議会が開催されますことに心から感謝申し上げます。

提出いたしました平成29年度の決算認定等、18案件の説明に先立ち、一言ごあいさつと6月定例議会以降の行政報告をさせていただきます。

今年の夏は、6月28日から7月8日にかけて、西日本を中心に北海道や中部地方など、全国的に広い範囲で記録された台風7号と梅雨前線の影響によって、記録的な豪雨となった平成30年7月豪雨、この豪雨により多くの地域で河川の氾濫や浸水被害、土砂災害が発生し、死者数が200名を超える甚大な被害となってしまいました。

その後8月になると、台風が次々と発生し、9月には大型の台風21号が、非常に強い勢力を保ったまま徳島県南部に上陸、6日未明には、震度7を観測した北海道胆振東部地震が発生し、日本列島に自然の容赦ない脅威が襲いかかってきました。

幸いにも本町への直接的な被害はありませんでしたが、台風の進路をはじめ、これまでの経験を生かすことができないようなケースもあり、猛暑や世界各地で活発化する火山活動など、地球規模での環境の大変動に、人類は真剣に取り組んでいかなければならないと痛感した夏でもありました。

また、国内の政局を見ますと、今月20日には、安倍晋三首相の任期満了に伴う自由民主党

の総裁選挙が行われます。連続3選を目指す安倍首相と、石破元幹事長による6年ぶりの選挙となりますが、憲法9条への自衛隊の明記と外交、安全保障やアベノミクスの実績を訴えている安倍首相と、地方重視の石破ビジョンを掲げる石破元幹事長ですが、自由民主党が一強となっている今、実質の日本の指導者を決めることになるわけですから、その結果を注視してまいりたいと思います。

それでは、6月定例会以降の行政報告をさせていただきます。

6月10日、新宿京王プラザホテルで開催された東京南部会総会に、望月議長、望月副議長、女性団体代表の望月三千子さまとともに出席してまいりました。

ふるさと南部を心から愛してくださる会員の皆さまに、衷心より感謝の気持ちを伝えてまいりました。

また、今年のアトラクションには、望月三千子会長の娘さんであります友美さんも登場し、会場を大いに盛り上げてくださいました。

6月11日、7月21日にグランドオープンした道の駅なんぶのPR広告のための対談を、指定管理者TTC社長の河越康行氏と行いました。

静岡からの玄関口にふさわしい食のテーマパークを実現すると力強く語る河越社長の思いに大いに期待するとともに、行政としても産業、観光の活性化拠点に必ずや成長してくれることを確信した対談でありました。

6月14日、峡南地域廃棄物対策連絡協議会定期総会が西八代合同庁舎で開催され、出席してまいりました。

心無い人たちによる不法投棄量は年々減少しているものの、投棄範囲は拡大傾向にあり、非常に憂慮すべき事態となっています。

また、投棄物の3分の1はリサイクルが可能なものとなっていて、今後も、地域住民、関係団体、行政が連携して不法投棄対策に取り組む必要を訴えてまいりました。

6月20日、本町の農林業にとって深刻な問題となっている鳥獣害、この野生鳥獣による被害を防止し、住民の生活環境の改善を図るために設置された鳥獣被害対策協議会が総合会館で開催され、出席いたしました。

町でも鳥獣被害防止計画を策定し、さまざまな対策をしていますが、農産物への被害は依然と深刻な状況でありますので、引き続き防止対策に努めてまいります。

同じく20日、青少年育成南部町民会議が、地域に気配り、目配り、心配りの輪を広げようのキャッチフレーズのもと、総合会館で開催されました。

少子化の進行とともに、地域の連携も年々希薄になっている中、本町で暮らす青少年の健全な育成に地道な活動ながらも積極的に取り組んでこられた皆さんに、敬意と感謝を伝えてまいりました。

6月21日、平成26年4月に健康づくり検討委員会としてスタートし、今回で13回目を迎えた南部健康会議が開催され、チャレンジデーの結果報告、今年度の重点課題への取り組みが、食生活、医療、運動部会ごとに示されました。

この取り組みの効果の表れなのか、国民健康保険の医療費も、ここ数年減少傾向となっています。取り組みの輪をさらに広げ、今後もスマイル南部健康長寿日本一を目指してまいります。

6月22日、第18回あじさい祭り開園式が晴天に恵まれた内船公園で開催され、出席いたしました。昨年は水不足に悩まされましたが、今年は近年にない素晴らしいあじさいが咲き誇

りました。1年を通してあじさいの手入れをしてくださるボランティアの皆さんに、心から感謝を申し上げます。

6月23日から6月30日にかけて、関東町村会主催の海外行政調査が行われ、オランダとベルギーへ行ってまいりました。オランダでは、農業と福祉が連携したケアファームを訪問いたしました。デイサービスと農業を融合させた施設では笑顔に満ち溢れ、農業に従事する人々に接したとき、この施策の素晴らしさを肌で感じてまいりました。

また、ベルギーの首都ブリュッセル、小さな都市にもかかわらず、NATO本部やEU欧州本部が置かれ、ヨーロッパの政治、文化、商業の中心地であり続けることが不思議でありました。しかし、地図を片手に散策してみると、王宮や歴史と文化が感じられるまち並みと、魅力あふれる都市でもありました。

タイトなスケジュールの中、多くの都市や施設を訪問いたしました。この貴重な体験をこれからの行政運営に活かしてまいります。

7月2日、医療センター所長の市川万邦医師から、「やぶ医者大賞」受賞の報告がありました。やぶ医者の語源は、養父市にいた名医を意味する言葉で、兵庫県養父市がへき地教育に尽力する医師を顕彰するものです。8月25日には表彰式と受賞者の講演が行われ、広瀬市長から受賞のお祝いとお礼の電話をいただきました。

7月3日、山梨県地域振興対策協議会定期総会が、道志村の水源の郷、やまゆりセンターで開催され、会計監事として出席してまいりました。

この協議会は過疎や山村地域の関係市町村が連携して、地域特性から生じる諸問題の解決に向けた要望活動をしています。引き続き山村地域振興のため活動してまいります。

7月5日、南部町教育総合会議を開催し、小学校統合準備委員会の設置等について、学校施設の長寿命化計画策定について、連携型中高一貫教育の取り組みなどについて協議いたしました。いずれの協議事項についても白熱した議論が交わされ、本町の教育行政の方向性を情報共有する中で確認することができました。

7月11日、町村会筆頭副会長ということから委員に選任されております、山梨県環境保全審議会鳥獣部会が県庁防災新館で開催され、出席いたしました。八ヶ岳、御岳、本栖地区の鳥獣保護区の再指定などについて審議され、いずれも原案どおり了承されました。

7月12日、峡南広域行政組合の臨時議会が招集され、光ケーブルの移設に伴う補正予算、消防ポンプ自動車購入に伴う契約案件を原案どおり承認いただきました。

7月21日、議員の皆さまにも出席いただく中、道の駅なんぶのオープニングセレモニーが開催されました。当初からの期待どおり、多くのお客さまが町内外からお越しください、セレモニー期間の21日には2,211人、翌22日には2,544の方が、道の駅でお買い物をしてくださいました。その後も入込客数は好調とのことですので、それを支えてくださる町内農家の皆さまにも、ますます頑張ってくださいたいと思います。

7月24日、下部ホテルで南部警察官友の会定期総会が開催され、出席いたしました。

企業や行政が会員となって組織されている友の会ですが、今年度、会長を仰せつかることになりました。南部、身延、早川を管轄とする署員の皆さまには、日ごろから地域の治安維持のためご苦労いただいていることに、会長として感謝を申し上げてまいりました。

8月1日、県環境保全審議会が県庁防災会館で開催され、第2次山梨県環境基本計画の中間見直しをはじめ、県が抱える環境関連の諸課題について審議してまいりました。

8月2日、山梨県農業農村整備推進協議会副会長として、国会議員、財務省、農林水産省へ予算要請活動に行っていました。

会長の田辺甲州市長を先頭に、保坂甲斐市長、堀内都留市長、内藤葦崎市長、田中中央市長、志村富士川町長、渡辺北杜市長とともに、県内の農業農村整備事業の推進に向け、1日かけて8カ所へ精力的に要請活動を行いました。

8月3日、県道路整備促進協会理事会と通常総会、県高速道路整備促進期成同盟会常任理事会と通常総会がアピオで開催され、望月議長とともに出席していました。

8月5日、第50回山梨県消防団員操法大会が消防学校で開催され、峡南支部を代表して南部分団第1部が小型ポンプ操法に出場いたしました。

町村会副会長の立場もあり開会式から私も参加いたしましたが、本町団員の皆さまの節度ある素晴らしい操法に、大きな拍手を送っていました。

結果はともかく、6月1日から当日の朝まで、2カ月に及ぶ連夜の練習に励んだ団員の皆さまに、心から敬意を表したいと思います。

8月8日、遠藤光宣総務建設常任委員長とともに、国道469号建設期成同盟会を構成する富士宮市、富士市、裾野市、御殿場市、小山町の4市2町の首長、議会議長と、川勝知事、交通基盤部長、県議会議長に、未着手、未完了区間のさらなる整備を強く要望いたしました。

8月9日、新々富士川橋建設促進期成同盟会を構成する富士市、富士宮市の首長、議長、本町からは私と望月副議長が出席して、川勝知事、交通基盤部長、静岡県議会副議長に、新々富士川橋と周辺接続道路の早期完成を要望していました。

橋梁下部工については、今年度内にすべての発注が完了する予定となりますので、完成へのめどがついたことに安堵したところです。

8月15日、2年ぶりに雨の心配もなく、南部の火祭りを盛大に開催することができました。

おかげさまで、主催者である実行委員会からは、4万2千人の来場者との発表もありました。今年の火祭りに訪れた皆さまも、荘厳な火の祭典に深く感動をしていただけたことと思います。

実行委員および関係各位の皆さま、百八たいにご協力いただいた区民の皆さまにお礼を申し上げます。

8月21日、身延町中富総合会館で開催された中部横断自動車道建設促進連絡協議会定期総会に、望月議長および峡南女性道の会会員の皆さまと出席いたしました。全線開通がさらに遅延するとの報道もあったことから、国土交通省、中日本高速道路関係者から現状説明などがありましたが、沿線地域住民が長年待ち望んでいる道路でありますので、一刻も早い開通に向けて、議員の皆さまとともに強く要望してまいりたいと思います。

8月27日、峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化推進協議会が中巨摩地区広域事務組合で開催され、県のごみ処理広域化計画に基づき、新たに建設する処理施設の候補地を、構成11市町の首長が持ち寄って確認をいたしました。

今後は候補地を絞り込み、住民説明会を開催するなどして、年度内にはその方向性が決定する予定です。

8月28日から8月30日まで、山梨県町村会の町村長先進地視察研修に参加し、昨年7月の九州北部豪雨で被災した福岡県東峰村、平成2年から平成3年の火山活動により、雲仙普賢岳噴火災害に見舞われた長崎県島原市など、自然災害の被災地で視察研修をしてまいりました。

東峰村では、8時間で743ミリの雨量に見舞われ、急な豪雨と増水により、村民に避難準

備情報を出した10分後には村内の川が氾濫したそうです。各所で土石流も発生し、未曾有の災害となってしまったとのことでした。

その復旧に際し、議会は観光関連予算を否決し、不要不急な事業は止めて、災害復旧に特化すべきとの意見だったそうです。被災後のまちづくりを、どのように進めていくことが住民のためになるのかを考えさせられた東峰村での研修でした。

島原市は噴火による災害でしたので本町には直接危惧するものではありませんが、富士山周辺町村の首長の研修を受ける姿から、身に迫る思いが伝わってまいりました。

本町でも、9月2日に地震防災訓練が町内全域で実施されましたが、日ごろの訓練の重要性と、そのことを町民の皆さまにどのように理解していただき、明日はわが身という思いを享受できるように、これからは防災対策にはより一層取り組んでまいります。

以上で、行政報告を終わります。

それでは、本定例議会にご提案させていただいた議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

皆さまのお手元の議案集にありますように、本定例会への提出議案は報告が1件、補正予算案7件、決算認定議案10件、合計18件であります。

はじめに、報告第5号 平成29年度決算に基づく南部町健全化判断比率および資金不足比率の報告であります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見書を付して報告するものであります。

議案集2ページをご覧ください。

本町においては、4指標および資金不足比率とも、国の早期健全化基準、経営健全化基準を下回っており、健全な財政状況にあると判断されたことを報告いたします。

次に、議案第49号から議案第55号までは、一般会計他6会計の補正予算であります。

はじめに、平成30年度南部町一般会計補正予算であります。6月補正予算後の情勢の変化に対応するため、平成29年度の決算剰余金および国・県支出金などを主な財源として、緊急を要するものを主体に、必要な措置を講じたところであります。

主なものを申し上げますと、本年4月の人事異動に伴う人件費を調整するほか、平成29年度の決算剰余金の一部を公共施設整備基金へ積み立ていたします。

また、山梨農業農村総合支援事業費補助金や優良住宅、なんぶの湯、総合会館等の改修にかかる経費および保育所送迎車両購入費などを計上いたしました。

その結果、歳入歳出予算はそれぞれ2億5,278万4千円を追加し、予算の総額を50億6,845万9千円とするものであります。

次に、特別会計であります。主に前年度決算が確定したことに伴う補正であります。

簡易水道事業特別会計補正予算は、人事異動に伴う人件費にかかる一般会計繰入金額の減額と、県道拡幅工事に伴う消火栓移設工事などを補正するものであります。

指定居宅サービス特別会計および後期高齢者医療特別会計補正予算は、前年度決算が確定したことに伴う補正であります。

国民健康保険特別会計補正予算の事業勘定は、繰越金を主な財源とし、国庫負担金等返還金など、720万9千円を更正するものであります。

介護保険特別会計補正予算は、精算に伴う返還金や決算剰余金を基金へ積み立てるなど、7,

370万9千円を補正いたします。

富沢財産区特別会計補正予算は、繰越金を主な財源としまして、山道整備事業委託料など、42万2千円を補正するものであります。

以上で、補正予算の提案理由の説明を終わらせていただきます。

続きまして、別冊の決算書、認定第1号 平成29年度南部町一般会計歳入歳出決算認定から、認定第10号 平成29年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定であります。すでに監査委員による決算審査を受け、全ての会計で適切に処理され、正当であるとの意見書を受理いたしました。

お手元にその写しを提出いたしましたので、決算審査意見書の説明につきましては省略させていただきます。

なお、監査委員からご指摘のあった効率的な行財政システムの構築や、健全で安心した町政の運営を図ることが喫緊の課題である等、貴重なご意見につきましては真摯に受け止め、今後引き続き、身を引き締めて町政運営にまい進する所存であります。

以上、本定例会に提案いたしました。議案の詳細な説明につきましては会計管理者ならびに担当課長に説明させますのでよろしくご審議をいただき、議決ならびに認定を賜りますようお願い申し上げます。私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長（望月将名君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

はじめに、報告第5号および議案第49号から議案第55号までの補正予算について、遠藤財政課長。

財政課長（遠藤良彦君）

（補足の説明・省略）

議長（望月将名君）

次に、認定第1号から認定第10号について、近藤会計管理者。

会計管理者（兼）出納室長（近藤勝君）

（補足の説明・省略）

議長（望月将名君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は、午前11時25分からです。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

議長（望月将名君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここで、平成29年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率ならびに各会計の歳入歳出決算および基金の運用状況について、若林泰文代表監査委員より審査結果の報告をお願いいたします。

若林泰文代表監査委員。

代表監査委員（若林泰文君）

代表監査委員の若林でございます。

それでは、去る7月24日、25日の2日間、森田守監査委員ともども実施いたしました、平成29年度決算にかかる財政健全化審査ならびに各会計の決算審査の結果について、その概要を報告いたします。

はじめに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、審査に付されました財政健全化審査について報告いたします。お手元に配布されております、平成29年度財政健全化審査意見書をご覧ください。

町長から提出されました、健全化判断比率および資金不足比率ならびに算定基礎となる事項を記載した185ページにわたる資料をもとに、財政課より状況を聴取し、審査した結果、これらの書類はいずれも法令等に基づき、適正に作成されているものと認められました。

南部町の健全化判断比率の状況は1ページに、資金不足比率の状況は2ページに記載されている表のとおりであります。

各健全化判断比率、資金不足比率ともに、早期健全化基準ならびに憂慮される基準を大きく下回っており、指摘する事項は特にありませんが、引き続き健全な財政運営の維持に努めていただくことを望みます。

次に、地方自治法第233条第2項および第241条第5項の規定に基づき審査に付されました平成29年度南部町一般会計および特別会計の歳入歳出決算ならびに基金の運用状況の審査結果について、概要を報告いたします。お手元に配布されております、平成29年度会計決算審査意見書をご覧ください。

審査の対象は、一般会計および特別会計9件の歳入歳出決算および定額の資金を運用している土地開発基金の運用状況で、関係諸帳簿、その他証書類と照合しながら審査を行いました。

また、中山間地域総合整備事業、南部地区の農業用排水路第11号水路工事、放課後児童保育事業、万沢簡易水道第1配水池改良工事、万沢ふれあいセンター、町道越渡御屋敷線改良工事の事業実施状況および運営状況を調査するため現地確認を行い、各担当者から概況を聴取いたしました。

その結果、各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書ならびに基金運用状況調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数に誤りはなく、予算執行も適法・適正であると認められました。

まず、平成29年度一般会計について、3ページの表1です。

歳入総額が61億4,548万8千円、歳出総額は56億3,831万5千円でありました。繰越明許費繰越額として1,171万8千円があるので、実質収支額4億9,545万5千円が平成30年度への繰越額となりました。

歳入面においては、主たる財源である地方交付税は、5ページの表4のとおり、前年度の30億1,154万4千円に比べ、普通交付税がマイナス2億635万3千円、特別交付税がマイナス1,599万円、合計マイナス2億2,234万3千円の減額となり、総額では27億8,920万1千円でありました。

これは、平成16年度に分庁舎、万沢診療所、ふきのとうの建設費用に借り入れた合併特例債が終了となったため、基準財政需要額に含まれる公債費の償還が減少したことと、高齢者1人当たりの単位費用が減少したことが主な要因です。

なお、4ページの表3のとおり、歳入総額の45.4%を占め、地方交付税に大きく依存している状況は依然として変わりありません。

町税収入は、6ページの表5のとおり、町民税では個人住民税が人口減少および高齢化率の上昇により、調定額、歳入済額ともに減少しましたが、法人住民税は中部横断道建設工事に伴う大手建設業者の良好な決算に伴い、大幅増収となった前年並みの収入を維持することができました。

しかしながら、町民税全体では、調定額、収入済額ともに微減となっています。

なお、法人住民税については、平成31年10月の税率改正による国税への税源振替と、中部横断道建設工事が完了する平成31年ごろから、調定額の減少により大幅な減収となることが予想されます。課税客体の減少によるものなのでいかんともしいが、当該年度調定額の徴収に最大限の努力を図りたい。

徴収率は昨年度に引き続き、0.35ポイント上昇しています。税務課から聴取したところによれば、未納者や滞納者に対する催告や丁寧な納税相談による結果であることが確認でき、徴収事務の努力は昨年度に続き、大いに評価に値します。

今後も、税の公平性および公正性の観点から、慎重な対応と徴収の強化を引き続き図りたい。

次に、歳出面では、7ページの表6のとおり、職員数が減少したことに伴い人件費が、年金生活者等支援臨時給付金支給事業が完了したことにより扶助費が、平成16年度に分庁舎、万沢診療所など、建設費用に借り入れた合併特例債、過疎債の償還が終了したことにより公債費が、広域行政組合への設備投資分が減額したことにより補助費等が、臨時的な維持修繕が縮減されたため維持補修費が、特別会計への繰り出しが縮減されたことにより繰出金が、それぞれ減額となっています。

一方、交流促進施設整備事業による道の駅なんぶの整備事業により投資的経費が、公共施設整備基金等への積み増し額が微増したことから積立金が、それぞれ増加となっています。

これから計画が進められる保育所統合事業、小学校適正配置事業、中山間地域総合整備事業、橋梁長寿命化補修工事等の投資的事業も控えている中、引き続き行財政改革を念頭に置き、人件費、扶助費および公債費にかかる義務的経費が高い水準で推移しないよう注視し、将来負担を考慮した歳出を図りたい。

次に、特別会計の決算については、10ページおよび11ページの表13-1、13-2のとおり、9会計の歳入総額は33億5,067万2千円、歳出総額は30億8,995万5千円となりました。翌年度に繰り越すべき額がないので、実質収支額は2億6,071万7千円となっています。

特別会計においても係数に誤りはなく、予算執行はそれぞれの会計の目的に沿って、適法・適正と認められました。

特別会計の詳細については、抜粋して報告させていただきます。

まず、簡易水道事業特別会計においては、前年度に比べ歳入歳出の決算額が大きく減少となったのは、施設の老朽化対策と中野地内に整備された道の駅に水を供給するために実施された西部簡易水道整備事業が、おおむね完了したことが主な要因であります。

歳入の使用料収入は前年度並みとなっていますが、15施設を維持管理するために、表13-2にあるように、1億1,234万4千円の一般会計からの法定外繰入金に大きく依存

するなど、引き続き厳しい会計運営となっています。

その解決に向けた1つの手段として、平成30年度から水道使用料の料金改定をするなど、改善に向けて取り組んでいます。企業会計として少しでも自立の方向へ向かえるよう、なお一層の努力を図りたい。

また、12ページ表15のとおり、水道使用料の徴収率は0.74ポイント減少し、収入未済額は68万2千円増え、平成29年度末の収入未済額の合計は1,507万3千円となっています。

あくまでも使用料であるため、受益者負担の適正化に努め、利用者間の公平性・公正性の確保と町民サービスの向上を目指し、今後も、未収金の発生防止とその回収に強力に取り組み、本会計の財政基盤強化を図りたい。

次に、国民健康保険特別会計、事業勘定について。

全国的な課題ではありますが、国民健康保険は年齢構成が高く、医療水準も高くなっています。一方では、所得水準が下がっているため、加入者の保険料負担が重いとされてきました。加えて、医療技術の高度化や生活習慣病の増加等に伴い、医療費の増加は続いています。

このような状況の国民健康保険制度の構造上の問題を解決するため、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となっています。

本町にあっても、被保険者数の減少、1人当たり医療費や保険税にかかる加入者の負担が増加しており、国民健康保険会計は大変厳しい財政運営を強いられている状況下で、13ページ表17のとおり、実質収支が昨年度より2,481万円減少し、1億3,385万8千円となっています。

なお、国民健康保険特別会計財政調整基金は、平成29年度中に8千万円積み増し、現在高は1億7千万円となっています。

今後、国保税率改定についての協議が必要とありますが、県内一本化となった国民健康保険制度の現状を把握し、疾病の早期発見、早期治療、健康意識の高揚など、保険給付の抑制施策等も協議しながら、税率改定について検討されたい。

今回の国民健康保険制度改革は、本町のような小規模保険者の財政基盤の脆弱さが指摘される中、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や事務の効率化、県内の標準化、広域化が推進されることは歓迎すべきものと考えます。

しかしながら、資格管理、税の賦課徴収事務等は引き続き町が担うため、今後も健全性が堅持できるよう努められたい。

また、13ページ表18にあるように、現年および過年分を合わせた徴収率は、徴収事務の努力のあとが見られ、5年続けて収納率が向上しました。

しかしながら、依然として1千万円を超える収入未済金となっているので、平成29年度同様に、引き続き徴収事務の強化を図ることを望みます。

以上が、一般会計および振替した特別会計の決算概要であります。

中山間地域の小規模自治体である本町にあっては、歳入に占める町税の割合は15.7%と、今後も自主財源の安定的な確保は厳しいことが予想され、交付税をはじめとする依存財源に頼らざるを得ないのが現状であります。

しかし、そうした状況下ではありますが、町政には財政の健全性を保ちながらも、町内の経済活性化を推し進めつつ、直面する課題や最優先して行うべき事業を見極め、限られた財源を

有効に活用し、町民サービスを低下させることのないよう創意工夫を凝らし、最少の経費で最大の効果を上げるよう、真に住民生活に必要とされる施策を積極的に展開するとともに、さらなる活性化を図り、将来を見据えた政策の推進に取り組まれることを希望いたします。

なお、詳細については、お手元に配布してあります財政健全化審査意見書および決算審査意見書を見ていただき、ご確認願います。

以上、決算審査等の概要を申し上げましたが、依然として厳しい財政事情の中で、町政執行に当たられた佐野町長ならびに役場関係職員のご努力と町議会議員の皆さまのご精励に対し、心から敬意を表し、審査結果の報告を終わります。

議長（望月將名君）

以上で、監査委員の審査結果報告を終わります。

若林代表監査委員、ご苦労さまでした。

議長（望月將名君）

日程第6 ただいま議題となっております案件のうち、報告第5号については先議いたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第5号については、本日、先議することに決定いたしました。

議案集1ページをお開きください。

報告第5号 平成29年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第5号 平成29年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終結いたします。

議長（望月將名君）

日程第7 議案第49号から議案第55号および認定第1号から認定第10号までの17件についてを議題とし、順次質疑を行います。

なお、これらの案件については委員会付託を予定しておりますので、詳細な質問は委員会審査でお願いいたします。

最初に、議案第49号 平成30年度南部町一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

別冊の一般会計補正予算書をご用意ください。

質疑は、全ての会計において事項別明細書により行います。

はじめに、歳入について、9ページと10ページ、質疑はありませんか。

6番、市川強議員。

6番議員（市川強君）

9ページ、1目総務費国庫補助金、マイナンバーカード等旧姓併記147万9千円とあるんですが、これはソフトか何かの入れ替えですか。

議長（望月將名君）

小倉総務課長。

総務課長（小倉弘規君）

6番、市川議員のご質問にお答えいたします。

社会保障番号制度の整備補助金147万9千円、ナンバーカードの旧姓併記にかかる補助金でございますが、こちらの補助金につきましては10分の10の補助率となっております。

この事業の主旨といたしましては、平成31年11月5日執行予定の住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令が施行される予定になっております。

それに伴い、準備行為といたしまして、今後、希望する方のマイナンバーカード等、等というのは印鑑証明カードも含めて等となっておりますが、こちらに希望される方については、旧姓を併記する対応を実施するため、県内の27市町村、一斉に共同事務処理をするということで、その10分の10でいただいた補助金を計算センター分散処理の負担金の中へ入れて、県下一斉にパッケージの改修をするための経費でございます。

以上です。

議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

第1款議会費から第6款商工費について、13ページから19ページ中段まで、質疑はありませんか。

5番、若林一明議員。

5番議員（若林一明君）

13ページ、一般管理費の給料表についてお伺いいたします。今、国や県で障害者雇用についていろいろ問題になっておりますが、当町において、この給料表の中にどのくらいの金額が入っているか、何人雇っているか、現年とこの10年間の内容を教えていただきたいと思っております。

議長（望月將名君）

小倉総務課長。

総務課長（小倉弘規君）

5番、若林議員のご質問にお答えいたします。

給料の障害者雇用の関係でございますけれども、ここ最近につきましては、正規職員の中にいらっしゃる方は1名ということでございます。

10年のうち5年ほど前に2名いましたが、定年退職した関係で現在は1名、それ以外に臨時雇用をしている方に1名おりますので、本町におきましては2名を雇用しているということでございます。

2.4%、5%に届きませんが、うろ覚えで2.37%の雇用率と労働局には報告している

ところでございます。

2人になったのは今年度から、昨年度までは1名でございましたけど、今年度から臨時職員も含めて2名の雇用という状況になっております。

以上です。

議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

5番、若林一明議員。

5番議員（若林一明君）

2.3%、120数人いるなら3人と思うんですが、臨時職員でもいいということなんでしょうか。そのへんをお伺いしたい。

議長（望月將名君）

小倉総務課長。

総務課長（小倉弘規君）

5番、若林議員のご質問にお答えいたします。

こちらの報告書につきましては、正規、不正規を問わず、常用という形で雇用していれば報告の訴状に載せて提出ができるということになっておりまして、過日、労働局のヒヤリングがありました。引き続き雇用に向けてお願いをしたいというお話で、労働局の方とお話したところでございます。

以上です。

議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第7款土木費から第9款教育費、19ページ中段から最終23ページまで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第49号についての質疑を終結いたします。

次に、別冊の特別会計補正予算書をご用意ください。

議案第50号 平成30年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

9ページと13ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第50号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第51号 平成30年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

29ページと33ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

6番、市川強議員。

6番議員（市川強君）

33ページ、1目居宅サービス事業費、15節の工事請負費166万9千円、プレハブを建てるということなんですが、これは何のためにプレハブを建てるんですか。

議長（望月將名君）

青木デイサービスセンター所長。

デイサービスセンター所長（青木正和君）

6番、市川議員のご質問にお答えいたします。

工事請負費の内容ですが、職員の休憩スペースがないということで、それに伴いました6畳のスペースのプレハブ建築工事を行うための予算です。

以上です。

議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第51号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第52号 平成30年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

事業勘定51ページと55ページ、直営南部診療施設勘定69ページと73ページおよび直営万沢診療施設勘定87ページと91ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第52号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第53号 平成30年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

107ページから112ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第53号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第54号 平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

127ページと131ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第54号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第55号 平成30年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

147ページと151ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第55号についての質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は13時ちょうどです。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

議長（望月将名君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま、10番 堀之内可和議員から、会議規則第2条の規定により、欠席の届けが提出されましたので報告いたします。

これにより、会議録署名議員の追加指名を行います。

会議規則第127条の規定により、議長において1番 高橋茂広議員を指名いたします。

次に、別冊の決算書をご用意ください。

認定第1号 平成29年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑は、全ての会計において事項別明細書により行います。

はじめに、歳入について質疑を行います。

第1款町税から第13款使用料及び手数料、9ページから14ページ中段まで、質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、第14款国庫支出金から第21款町債、14ページ下段から23ページまで、質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

第1款議会費から第2款総務費、24ページから31ページまで、質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、第3款民生費から第4款衛生費、32ページから41ページ中段まで、質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、第5款農林水産業費から第6款商工費、41ページ中段から46ページ中段まで、質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、第7款土木費から第8款消防費、46ページ中段から51ページ中段まで、質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、第9款教育費について、51ページ中段から63ページ中段まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第10款災害復旧費から第13款予備費及び財産に関する調書について、63ページ中段から77ページまで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、南部町土地開発基金運用状況調書について、最終78ページ、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第1号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第2号 平成29年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、5ページから10ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第2号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第3号 平成29年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について、5ページから11ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第3号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第4号 平成29年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、はじめに事業勘定、財産に関する調書を含め、7ページから29ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、直営南部診療施設勘定、財産に関する調書を含め、5ページから13ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、直営万沢診療施設勘定、財産に関する調書を含め、5ページから12ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第4号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第5号 平成29年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、7ページから26ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第5号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第6号 平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、

5ページから9ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第6号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第7号 平成29年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、5ページから8ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第7号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第8号 平成29年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、5ページから9ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第8号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第9号 平成29年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、5ページから8ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第9号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第10号 平成29年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、5ページから8ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第10号についての質疑を終結いたします。

以上で、質疑を終結いたします。

議長(望月将名君)

日程第8 提出議案の委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布してありますとおり、所管の常任委員会へ提出議案を付託いたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してありますとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定いたしました。

議長(望月将名君)

日程第9 一般質問を行います。

一般質問は、通告書の1つの質問事項ごとに質問と回答を終了し、次の質問事項に進む一問一答方式です。

1人の一般質問の持ち時間は、質問と回答の時間を含め40分間です。

また、同一の質問事項についての再質問は、2回までですのでよろしくお願いいたします。

なお、残り時間は、前方の右壁に表示されますので十分ご注意ください。

時間が経過した場合は、議長が質問を打ち切りますので申し添えます。

最初に、3番、望月光彦議員の質問を許します。

3番、望月光彦議員。

3番議員（望月光彦君）

一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は、定員管理の適正化と有能な職員の継続的な雇用の確保について伺いたいと思います。

現在の一般職員数は113名ということで、平成15年の合併時の187名から、74名が削減されています。これは、これまで積み重ねてきた行政改革の成果だともいえますが、果たして、今後も職員の総数も含め、これまでの定員管理の考え方を継続していくことで良いのでしょうか。

本町の人口は減少しているものの、行政事務はますます煩雑、多様化してきています。きめ細やかな住民サービスを継続的に安定して提供するためには、適正な職員の確保は不可欠であると考えます。

そこで、今後も職員数をこのまま削減し続けるのか、それとも現状を維持するのか、職員数の適正化についての考えを伺います。

また、これまで本町では、職員同士が婚姻した場合、いずれかが退職願を出し、後進に道を譲るといった慣行があるようですが、聞くところによれば、ここ数年は公務員離れが進んでいるためなのか、採用試験の受験者数の減少、さらに技能職については、募集をしても受験申込者が1人もいないといった状況があるとのこと。

せっかく南部町職員に採用され、経験を積み、一人前の公務員となっていく中で、婚姻をもって職場を失っていくことは、町にとっても人材の損失と考えられるのではないのでしょうか。

確かに、職員数も少ないわが町で、夫婦共働きをすることは、人事面において将来的に弊害となる部分が発生することも懸念されますが、有能な職員を継続的に雇用し、人材を確保することが必要な時代に来ていると考えます。

慣行にとらわれることなく、有能な人材を継続的に確保していくことは、町の将来にとって極めて重要であると私は考えています。

町長の考えをお聞かせください。

議長（望月將名君）

望月光彦議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

町長（佐野和広君）

望月光彦議員のご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、平成15年の合併以来、一時的に肥大化した職員数の削減をはじ

め、地方債残高も最高99億6,800万円から44億3,400万円まで削減を図るなど、町長就任以来、行政組織の効率化と経費節減を目指し、行財政改革に努めてまいりました。

ご質問の職員の定員管理については、行政改革大綱に定めた南部町定員適正化計画により、行政組織のスリム化を図ってまいりましたが、合併当初と比較した職員削減率も39.5%を超えることになり、現行の職員配置で行政サービスの質を維持し、複雑多様な行政事務に対応していくことにも限界が見え始め、転換を図る時期に来ていると私自身も感じていたところで

す。

行政改革と申しまして、ただただ職員数を削減すれば良いというものではなく、住民の多様なニーズに適切に対応できることが第一であると考えております。

今後は、課の統廃合等も視野に入れながら、職員数の適正化に努めてまいります。

次に、職員同士が婚姻した場合、いずれかが退職し、後進に道を譲るといった慣行があるということについてであります。本町のような小さな町では、新卒採用の若者が勤めることができる企業も少なく、ふるさとへ戻るときの選択肢の1つとして、これまで退職による欠員分を採用枠としてきました。

それにより、若者たちの出会いの場といった効果も生まれ、多くのカップルが誕生してきたのも事実です。現既婚者の30%が該当します。

しかし、議員ご指摘のとおり、ここ数年は職員の採用募集をしても、応募者の減少傾向が続いています。

私が町長に就任した8年前は、一般行政職に34名の受験申し込みがありました。経済の回復基調とともに減少し続け、今年度は10名といった状況であります。

また、土木職や保健師職、保育士職にいたっては、今年度の応募者はゼロという結果でありました。

今、国においても、働き方改革や女性活躍社会の実現といった雇用環境の改善に取り組んでいますが、有能な人材を継続的に確保していくことは、企業にとって大変重要な要素であることは私も十分承知しております。

有能な人材を継続的に確保していくことの重要性は十分理解しながらも、慣行を見直すことは若い世代の地元での就職活動を阻害することにならないか、その数が増すことにより人事にどういった影響を与えるのか、住民目線から問題視されることはないかなど、これらの課題を多角的に検討しなければなりません。

しかし今回、議員が将来の行政運営にお気づかいいただいていることやご質問の趣旨は十分理解できますので、この問題に関しましては、継続的な雇用の実現に向けて、今後は熟慮を重ね、年内には私としての結論を出してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（望月将名君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

3番、望月光彦議員。

3番議員（望月光彦君）

町長から、年内での結論をとということでありましたが、ぜひとも早い時期に結論を出していただくことが望ましいと考えます。

そして、それが前向きな決断であれば、有能な人材確保に大いにつながると私は確信しています。

全国的に見れば、北海道のある町で、妻と共稼ぎの副町長が自らの妻に退職を促したことで、女性をターゲットにした性別による差別だと報道され、問題となった事例もありました。

しかし、現在は山梨県においても、幹部職員である教育長とエネルギー局長はご夫婦でありますし、近隣の身延町においても、共稼ぎを阻害するような慣行はすでに廃止したと聞いております。

ぜひとも、時代に即した人事管理に努めていただくことが賢明でありますし、職員数の適正化についても削減ありきではないにせよ、将来を見据えた定員適正化計画の策定を早急にしていただくこと、そして、有能な人材確保と女性の活躍できる社会の実現に向け、南部町が率先して取り組んでいただけることを大いに期待し、私の質問を終わります。

議長（望月將名君）

以上で、望月光彦議員の一般質問を終了いたします。

次に、2番、若林良一議員の質問を許します。

2番、若林良一議員。

2番議員（若林良一君）

冒頭ではありますが、今月の6日、北海道胆振東部地方で発生したマグニチュード7という大きな地震で、昨夜、最後の2人の方が犠牲者でありますが発見されたということで、41名の犠牲者の尊い命と家屋等が奪われ、本当にご冥福を祈るばかりであります。

そんな中で、私の質問でありますけど、子どもたちの防災訓練について質問をさせていただきます。

6月28日から7月8日にかけての7月の豪雨は、西日本を中心に大きな災害をもたらし、多くの地域で河川の氾濫や浸水害、土砂災害が発生し、多くの尊い命が亡くなりました。

近年、このような大きな災害が多くなり、災害に対する防災準備等、いろいろと考えていかなければならないときが来ているのではないかと思います。

そこで、南部町の小中学校の防災について質問いたします。

先日、南部町の小中学校の年間の防災訓練実施要項を拝見させていただきました。各学校とも地域を配慮した防災計画となっており、避難誘導確認、関係機関連絡訓練、予告なしのJアラート放送に併せて避難訓練、地震発生時の子どもたちの引き渡し訓練等を実施しているようです。

各学校において、災害発生時に児童生徒の命を守ることはもちろんのこと、登下校時の安全確保や災害後の教育活動の再開を図ることも大切だと思っております。子どもたちには難しいかもしれませんが、学校教育において、自分の命は自分で守ることを教え、いかなる場合でも、まずは自分の身は自分で守り、考える力を備える防災教育の推進が重要だと思っております。

また、南部町の地域柄、浸水想定区域に学校施設等があり、水害時には早めの対策が求められると思います。在校中に災害が発生した場合、学校待機もあろうかと思いますので、その対処法も考えていく必要があると思います。

防災訓練にこれは駄目、これは良いという区別はありません。繰り返しの訓練が一番大切だと思っております。

そこで、万が一の災害時に備え、小中学校の防災訓練について、どのような考えを持っているのか、教育長にお聞きします。

議長（望月将名君）

若林良一議員の質問が終わりました。

教育長の答弁を求めます。

芦澤和彦教育長。

教育長（芦澤和彦君）

若林議員のご質問にお答えいたします。

平成30年7月豪雨は、梅雨前線の停滞と台風7号の影響で大雨となりやすい状況が続いたため、西日本を中心に記録的な大雨となり、6月28日から7月8日までの総降雨量は四国地方で1,800ミリ、東海地方で1,200ミリと、多くの観測地点で観測史上1位を更新するものでした。これにより、各地で広域的かつ同時多発的に河川の氾濫、がけ崩れ等が発生し、多くの尊い人命が奪われました。平成27年9月の関東・東北豪雨や、平成28年8月の台風10号など、近年、逃げ遅れによる多数の死者が出る災害が発生しています。

このように、全国各地で頻発・激甚化する豪雨に対応するため、施設では防ぎきれない大洪水などの災害は、必ず発生するものとの考えに立つことが重要だと考えています。

若林議員のご質問にありましたとおり、各小中学校では、訓練を実施することを目的化することなく、さまざまな災害を想定した訓練を実施していますが、近年多発する豪雨災害など状況が急変する災害では、土砂災害警戒区域にある南部中学校、浸水想定区域にある栄小学校や富河小学校では在校中の待機以外の対応も想定する必要があり、そういった状況への備えや訓練が求められます。まさに、想定外を想定しなければなりません。

そんな中、教育委員会や学校の力だけでは十分な対応は不可能であり、地域や関係者の皆さまのご理解とご協力が欠かせません。若林議員は防災士の資格をお持ちだと伺いました。地域の状況を熟知した防災士のご指導やご助力をいただければ、あらゆるケースを想定した対処法を検討することができると思います。専門的知識をお持ちの方々のご協力をいただきながら、万全の備えを整えていきたいと考えております。

以上です。

議長（望月将名君）

教育長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

2番、若林良一議員。

2番議員（若林良一君）

教育長の答弁で、学校の防災訓練が地域内に応じての訓練内容ということで、危険を想定し、いろいろな防災訓練、子どもたちと先生、地域の住民参加、防災訓練を今後とも実施していく必要があり、教育長より依頼の防災指導につきまして、子どもたちとの勉強会はぜひとも行い、子どもたちに命の大切さやわが身を守ることを学んでもらい、町長にもお願いをしたんですけど、防災士の育成を今後とも必要だと思いますので、ぜひとも防災士を1人でも2人でも多くしていただきまして、確かに防災リーダーはありますけども、長期防災リーダというのも役が終わると交代してしまうということがありますので、できたら防災士をこれからも一層多くの防災士を養成していただき、強いまちづくりにしていただけることが一番いいのではないかと

思います。

また、防災訓練をしながら、小学校や中学校、教育長の考えも共にしながら、強い南部町に、防災に強い南部町にしていきたいと思います。

これにつきまして、簡単でよろしいので、教育長の考えを伺います。

議長（望月將名君）

若林良一議員の質問が終わりました。

教育長の答弁を求めます。

芦澤和彦教育長。

教育長（芦澤和彦君）

いろいろなご指摘をありがとうございました。

教育委員会としましては、さまざまなケースを想定しながら、これからも地域の関係者、皆さまのご理解やご支援をいただきながら、子どもたちの安心、安全のために努めてまいりたいと思います。今後とも、ご指導とご助力をいただければと考えております。

以上です。

議長（望月將名君）

教育長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

2番、若林良一議員。

2番議員（若林良一君）

私も前向きにいろいろな物事を考えていきたいと思いますので、ぜひとも防災に強い南部町にしていきたいと思いますので、議員、行政一丸となって、防災に強い南部町にしていきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（望月將名君）

以上で、若林良一議員の質問を終了いたします。

次に、4番、小泉昇一議員の質問を許します。

4番、小泉昇一議員。

4番議員（小泉昇一君）

この間の暑い中でのイベントに対して、厳しい汗を流された職員の皆さん、大変お疲れ様でした。

それでは、河川に堆積している土砂の撤去と災害対策について問うということで、町長に質問していきたいと思います。

東日本大震災からの教訓を風化させることなく生かし、それぞれの地区・地域で防災訓練を実施してきましたが、今月は防災月間でありますので、関連した問題を提起し、問題解決に向けて私なりに訴えていきたいと思います。

南部町のすべての町民は、防災課の呼びかけと講習会、学習会を開催する中で、情報把握を含め、自助、共助意識と危機管理意識を持続し、防災意識をおのおのが確立しています。しかし、日常生活の中でそのような意識があっても、地域住民の視野に入ってくる周囲の光景は危険と隣り合わせで不安ばかりです。

昨年6月の一般質問の中でも触れてきましたが、特に不安を抱えている環境は町内の河川に

あります。その危険箇所と状況は、中野の矢沢川からはじまり、本郷の船山川を中心としたその支流、小川、西川、さらには新地川中流の材木でくくり付けたような堰堤、塩沢、大和川の土砂が積もった中流域、内船の中村、梅の木川の県道より下の富士川合流地点付近、町道佐野線の山側の大小の沢の防護柵の堆積土砂、さらには、土砂で3分の1以上が埋まっている天子湖の安全貯水量の確保と景観保全の復活、楮根の沖村川と田中川、福土地内は坂下橋付近の水路の状態、向田地内の河川、万沢の西行川においては、国道にあふれ出るような高さまで土砂が堆積しております。

万沢川、梅島川、さらには土石流危険渓流指定区域の成島の戸栗川上流域、徳間富士川上流域、万沢の河川等、指定区域の点検と現状把握は、災害に直面したときに十分な備えがされているのか伺いたいと思います。

平成25年の京都府由良川、桂川、嵐山地域の災害、平成27年の関東、東北を襲った鬼怒川、那珂川、阿武隈川の河川氾濫、平成29年の福岡、大分県を中心とした九州北部豪雨災害、そして今年、想像を超えた広島、岡山、愛媛県の豪雨災害でしたが、ダム放水や堆積した砂防堰堤の堆積許容量を超えた災害でもありました。死者が230人を超え、今なお安否不明者を捜索中という状況です。この災害は、1982年、昭和57年の長崎大水害に次ぐものです。

このような地球規模の異常気象の中で、日本も気候、気象変動の真ただ中にあることは言うまでもありません。今なお、繰り返し発生している災害からも、わが町は大丈夫と構えている余裕はありません。幸いにして、先の台風21号の降雨量は150ミリぐらいでしたが、これが500ミリ、1,000ミリを超えることを考えると、私たちの生命や財産、生活環境も危険な状態です。

この地域は大丈夫は決してあなどることはできません。先に述べたように、町内を取り巻く危険な環境は、地滑り地帯、さらにはハザードマップに示されている地域、危険な箇所が広範囲で多大にあります。

財政状況は、人口減少や地方交付税の減額等により、その財源確保は午前中の執行部の説明の中でも大変な状態だと思いますが、町民からのまだまだ実現されていない要望箇所を災害対策として検討実現させて、それが管轄外であるならば、国や県に対し、他の町村を出し抜いてでも積極的に要請、陳情を繰り返し、災害対策に向けて考察していただきたいと思います。

確かな答弁を伺います。

議長（望月将名君）

小泉昇一議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

町長（佐野和広君）

小泉議員のご質問にお答えいたします。

その前に、私は8年前に立候補したときに、防災を基軸にしたまちづくりをするんだと、それをまずキャッチフレーズに立候補いたしました。そして、防災に対して力を入れたい、これは誰にも負けません。しかしながら、今の現状で、この間の大きな災害がありましたけれども、ああいった突発的なものが来た場合には、ちょっとやそっとの対策ではとても無理なんですね。そこで今、小泉議員が従来のことを見て、質問がありましたから、私なりの現時点でのお答えをいたします。

まず、質問の河川に堆積している土砂の撤去についてですが、昨年の9月議会で若林良一議員から同様な質問があつて回答をしていますが、町内には国が管理する1級河川の富士川をはじめ、山梨県が管理する河川など、複数の河川があり、荒廃した溪流や土砂の堆積した河川もあります。

昨年の答弁でも言いましたが、これらの河川や砂防堰堤に堆積した土砂等の撤去は莫大な経費がかかり、実現にはかなり難しい状況です。これは各町村にも言えることなんです。

議員も報道等でご存じだとは思いますが、国の直轄区間である中部横断自動車道の一部竣工時期の遅れと事業費の増大により、山梨県の負担額は約20億円程度になるとの見通しとの事です。

この県負担額は県土整備部の予算から支出となり、県土整備事業全体に影響が出てくると思いますが、引き続き、関係機関へ要望はしていきたいと思ひます。

なお、河川の点検と現状把握は災害に備えられているのかとのことですが、河川の点検等は、県が河川監視員によるパトロールで随時監視等を行っています。

また、平成28年度には国土交通省により、船山川・梅ノ木川・万沢川の3カ所に簡易水位計を設置していただきました。

今年度は県により、塩沢川・中村川・島尻川・大堀川・横沢川の5カ所に水位計を設置していただけますので、大雨等の際にはこれらの水位も確認しながら、災害に備えていきたいと思ひます。

行政報告の中で福岡県東峰村に行った時の話をしましたが、確かに莫大な費用がかかりますから、その東峰村では観光面等は一切抜きにして、すべてそちらの財源を回したとそんな経過があります。ですから、本当に必要であるならば、われわれはそういった形での行政運営をしていきたいなと、私は心から思っております。

以上です。

議長（望月将名君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

4番、小泉昇一議員。

4番議員（小泉昇一君）

中部横断自動車道の工期の遅れはともかく、この間、十分な時間はあつたと思ひます。そのことは、町長の答弁の中に触れていましたように、昨年の9月の議会で若林議員がその質問に触れた折、さっそく関係箇所に要望をしていくということでしたが、現状を見ると、目に見える善処というものは全然見えてきていません。それとは逆に、船山川の猿田橋より下の部分を、堆積した土砂を県が戸栗川に搬出しました。それは春先のことでしたが、6月、7月、8月の大雨で、それがすべて流れてしまいました。たどり着いた先は、中央化学の工場跡地前のへんです。行って見れば分かると思ひますが、盛り上がった状態です。そのへんを含めて、そのことを対処しました県のほうに、どうしてそのようになったのか原因を追究する、苦情を申し出るような考えをもっているのでしょうか。お聞かせください。

議長（望月将名君）

小泉昇一議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

町長（佐野和広君）

まず、県土整備部とかの要望ということですね。

中部横断自動車道の工期の遅れはともかくとして、小泉議員からの質問がありました、町では各区からの要望や町内の現状を注視しながら、河川管理者である国土交通省甲府工事事務所長や峡南事務所長へ毎年、私と建設課職員で、住民からの声を訴えて、少しでも早い対応の要望は行っております。

今年も来週の20日には、峡南建設事務所に、今までのことを踏まえながら再度お願いをしまいいりますけれども、平成30年9月現在の各区からの要望箇所の状況は、約220カ所あります。その中で、建設課関係の箇所は150カ所あります。毎年箇所数が多いため、担当者が分かりやすいように、各箇所の説明、位置図、写真をファイルに綴り要望を行っております。

また、追加要望があった場合には、職員がただちに現状を確認し、その都度、担当者に対して積極的に要望は行っております。

今後も、国や県管理の河川における土砂の堆積等の対処については、強く要望をしまいいります。

できましたら、毎年行っている状況を、もし時間があれば、それが許されるのであれば、私も小泉議員に同行していただきたいと思います。どれほどわれわれがちゃんとした形で要望しているか、それが実現できるかできないかは県の予算等もありますから、そのへんのことを実際見極めていただきたいなと思っております。

以上です。

議長（望月將名君）

町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

4番、小泉昇一議員。

4番議員（小泉昇一君）

非常に住民意識の高い地域の人たちは災害に備えて、環境整備については、土砂が積もり、生い茂った草を刈ったりと、ボランティアを実施しております。そういう人たちに報いるためにも、災害の要因の1つは、土砂が堆積して河川が降雨量を呑み込めず、さらには、それを見に行ったら人がその災害に取り込まれてしまうというような状況をなくすためにも、さらなる努力をしていっていただきたいと思います。

参考までにですが、この間、峡南地域の町が県に要請した件数は、市川三郷町が8件、富士川町が5件、身延町が8件、早川町に至っては9件、南部町は1件という話を聞いております。本当に誠意をもって県と折衝をしていただければ、ほかの町と同等くらいの件数の要望事項を上げていっていただきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。

議長（望月將名君）

以上で、小泉昇一議員の一般質問を終了いたします。

次に、5番、若林一明議員の質問を許します。

5番、若林一明議員。

5 番議員（若林一明君）

私は、これからの南部教育を問うということで、教育長に質問させていただきます。

南部中学校の統合後も少子化は進み、小学校の統合、保育所の統合など、課題は山積みの教育現場の現状でございます。南部中と身延高校の中高連携もいよいよ本格的な実施に入り、生徒たちにとって、本当に良い結果が出ることを期待するものであります。これから、文科省の方針により、道徳教育の教科化など新しい取り組みが実施されます。

そこで最初に、道徳教育について質問いたします。これまでも道徳の時間はありました。その実情は教科ではありませんでした。生徒への評価もありませんでした。これからは、評価が行われるということを知っています。先生方の考え方にもいろいろあり、どのような評価をするのか、それぞれ悩んでいるのではないのでしょうか。どのような教科書が配布されるのかわかりませんが、教科書を覚えるだけで道徳的に素晴らしい人格が形成されるのか、大変危惧するところであります。このような状況下、教育委員会として先生方に何らかの指示をするのか、あるいは先生方個々の取り組みに任せるのか、その場合に混乱が起こらないのか、戸惑う教師に何らかのフォローがあるのか、当局の進め方を伺います。

次に、小学校の英語教育であります。

今後の大学入試には、民間の英語教育の会社の模擬試験の結果が反映されるという事案が取りざたされています。グローバルな世界になりつつある現在において、共通語になりつつある英語は、絶対に学んでおく語学であると思います。中学校においては、ALTによるポジティブな英語の実践教育が行われています。

さて、小学校の英語教育ですが、ここにもALTが配属され、文法よりも会話重視の内容だと思えますが、どのように授業が進められているのかご教示いただきたい。問題は授業時間に限りがあり、どのようなやりくりをしているのか心配しています。国際化の時代にあって、英語が重要であるとは理解しますが、英語を入れることで他のどの教科がどのようになるのか、免許の関係で担任の負担はどうなっているのか伺います。

南部町は明治の蒙軒学舎以来、特色ある教育が行われてきた町であります。現在も、他の町村に抜きんで教育センターを立ち上げたり、いくつかの取り組みをしていると承知しております。教育センターがどのような力を発揮しているのか、内容を紹介していただきたい。

次に、働き方改革による教育公務員の勤務実態であります。教育公務員は、法律によりはじめから超過勤務手当が付いておりますが、全く現状に合っているとは思いません。前々回に質問した折には、勤務実態は適正な範囲であり、部活に熱心なことは、保護者にも好意をもって受け入れられているとの答弁をいただきましたが、私は必ずしもそうは思っておりません。

文科省の方針も、文化・運動の部活動にブレーキをかける方向に変わってきております。私は公教育の課程における部活の目的は、人間として豊かに生きてゆくために、スポーツや文化活動があるということを経験するだけで十分だと思えます。

学校の名誉のために勝つことに熱心になり、賞を得ることを目的にする必要はないと思っています。勝ち負けを狙うなら、社会体育のチームや団体に所属して活動すれば良いのではないかと思うわけです。そして、何より部活の指導のために、先生方の負担を重くしてはならないと思います。教師は、余力をもって授業に臨んでほしいと思います。保育所・小中学校で働く職員が心身ともに余裕があってこそ、豊かな教育の実践がなされると思っております。

保育所も含め、教育公務員の働き方について見解を伺いたい。

最後に、中高連携のことですが、聞くところによると、高校の授業についていけない生徒に対しての補習授業などの話も聞いております。身延高校の総合学科は、進学にも就職にも、極めて積極的に対応していると思いますが、ぜひそれに見合う中学教育の実践をお願いしたいと思います。私は、県立高校再編の中でも、県南の身延高校の存続を強く望むものであります。中高連携の実践の実りが認められれば、身延高校の存在意義も高まるのではないかと思います。教育委員会の存念を伺います。

議長（望月將名君）

若林一明議員の質問が終わりました。

教育長の答弁を求めます。

芦澤和彦教育長。

教育長（芦澤和彦君）

若林議員のご質問にお答えいたします。

ちょっと長くなりますが、お許しをいただきたいと思います。

まず1点目の道徳の教科化について、教育委員会はどのように対応するのかという質問です。

道徳教育は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として、他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とします。

ですから、教科書を覚えるといった一斉教授型の教え込む授業ではなく、考え、議論する授業を進めてまいります。イメージとしては、子どもの発言が中心の授業であり、教師は方向付けと補足程度で、ティーチャーと言うよりもファシリテーター役になるわけです。いわゆる、進行役です。当然、道徳性そのものを数値で評価するものではありませんので、学習状況や道徳性に係わる成長の様子を記述式で評価します。

現場教師の取り組みとしては、国や県の研修内容を学校に持ち帰って校内研究会で共有したり、県の指導主事を招いて研修会を実施したりしています。また、今年8月には、町の教育支援センターが県から講師を招き、中学校の道徳授業について、教師を対象にした研修会を実施しました。教育委員会としましては、今後も教師の指導力向上のための研修機会を設けていきたいと考えております。

次に、小学校の外国語教育です。2017年度までは、小学5・6年生が外国語活動として年間35時間学んでいましたが、2020年度から、小学3・4年生が外国語活動として年間35時間、小学5・6年生が教科化された外国語として年間70時間学ぶこととなります。ですから、小学3・4年生と5・6年生において年間35時間、授業時間数が増えるわけです。現在は外国語活動ですから、ネイティブイングリッシュに触れて、英語に親しむ授業が行われています。

若林議員が心配される他の教科への影響ですが、2018・2019年度は経過措置期間として、総合的な学習の時間を使っての授業が可能となるなど、弾力的な運用となっていますが、本格実施となる2020年度、2年後には、小学3・4年生、5・6年生ともに、2017年度と比較して、純粋に年間35時間増となります。

授業は学級担任が主体となって進めることとされており、指導力の向上が急務となっています。そのため、教育委員会では今年4月に教育支援センターに英語指導員1名を配置して、各小学校を巡回して指導することとしました。

次に、教育支援センターの事業内容についてお答えします。現在、教育支援センターでは、

小学4年生から中学3年生までを対象に、学力向上対策事業として「なんぶ未来塾」、不登校対策事業として「チャレンジ教室」、特色ある南部町教育事業として「イングリッシュキャンプ」、「N授業」、Nは南部のN、「ふるさと教育事業」、「ICT教育支援事業」、「小学校英語教科化支援事業」の5事業、町内教職員を対象とした教育研修事業、青少年の教育相談に応じる「教育相談事業」、学校支援ボランティアの整備・連絡・調整を行う「学校支援地域本部事業」など、多岐にわたる事業を展開しています。事業の多くは教育関係者の方々のボランティアに支えられており、南部町教育の進展に大きく寄与していただいていることを紹介させていただきたいと思えます。

次に、教育公務員の働き方についての見解を述べさせていただきます。

小中学校で働く教職員が、心身ともに余裕があってこそ豊かな教育の実践がなされるという若林議員のご意見ですが、まったくそのとおりだと考えています。より良い結果を目指して努力することが求められる存在であり、それに忠実に取り組むことで自分を疲弊させてしまっていると言えます。この矛盾こそが、教職員の多忙化改善を阻んでいるのではないかと思います。

さて、中学校における多忙化要因となっている部活動について、山梨県教育委員会は今年3月、スポーツ庁の運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインを踏まえた、「やまなし運動部活動ガイドライン」を策定し、学期中の週当たり2日以上以上の休養日の設定や活動時間の制限など、適切な休養日等の設定を推進することとしました。これを受けて町教育委員会は、今年4月に南部町立中学校運動部活動指針を策定し、国や県の方針に沿った形で休養日等を設定しました。この指針の運用が、どれだけ学校現場の負担軽減につながったか検証していく予定でいます。

なお、質問では保育所も含めた働き方についての見解をとのことですが、保育所は教育委員会の所管ではありませんので、子育て支援課から報告を受けた内容をお伝えしたいと思います。

現在、町立保育所は3園あり、所長以下23名が勤務しています。そのほか、パート職員4名を配置し、状況に応じて対応をしております。

保育時間は、平日は各園午前7時30分から午後6時30分まで、土曜保育は富河保育所1カ所で、平日と同じ時間帯で実施しております。

こういった状況に対応するため、保育士とは1年単位の変形労働時間制に関する労使協定を結ぶことにより、所定労働時間は1年単位の変形労働時間制によるものとし、1年を平均して週40時間を超えないものとしています。

1日の所定労働時間は7時間45分であり、午前7時30分から午後4時までを早番、午前8時から午後4時30分までを通常、午前9時30分から午後6時までを時差出として、シフト表を作成しています。また、6時30分まで保育希望があった場合は、時差出職員に対して時間外手当を支給するなどに対応しています。

土曜保育における出勤につきましては、代休取得による対応とし、代休取得職員に代わってパート職員を充てています。

このように、保育士の働き方につきましては労働基準法に基づき、労働時間、時間外労働、休日労働等について適正に管理しているとのこととあります。

最後に、連携型中高 貫教育についてお答えします。

南部中学校と身延中学校が身延高校と連携型中高一貫教育を実施することにつきましては、皆さまご存じのとおり、本年5月15日に協定を締結したところであり、実施年度は平成31年

度からであります。

若林議員の質問にありました、高校の授業についていけない生徒への補習授業のようだとのお話も聞くと、両中学校の数学と英語の教員が身延高校に出向いて、高校1年生の授業をアシストする事業のことを指していると思われませんが、中学校と高校の授業形態が変化する中、生徒の戸惑いやつまづきを回避できる事業であると評価しています。

これまで4年間にわたる試行事業を経て改良を続けた12の事業を、南部町教育委員会が、生徒のためになる、魅力ある事業と判断して協定の締結に至りました。今後は、PDCAサイクルを確実に実行し、若林議員のおっしゃるように、中高連携の実践の実りが認められるよう努めてまいります。

以上です。

議長（望月將名君）

教育長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

5番、若林一明議員。

5番議員（若林一明君）

教育長には、丁寧な答弁ありがとうございました。

1つ、再質問をさせていただきます。

これまでは試行として、総合教育を使つての授業だということでしたが、2020年の本格的実施となれば、3・4年生が1コマ45分、5・6年生が週2コマ90分を、今の時間割に付け加える必要があるわけです。

いろいろな報道を見ますと、その付け加えがある曜日に突出するものとか、いろいろやっています。休み時間を削るとか、給食の時間を短くするとか、45分を5で割って、9分に1分足して各10分ずつ、何か国語の授業をするとかという形の中で、今の子どもたちの学校へ留め置かれる時間を今のままにしようというような努力がされているというような報道もあります。

現在、教育委員会では、そのような他教科を削ることができない中で、そのような割り振りについてどのような方針か、何か考えていたらお教えいただきたいと思います。

議長（望月將名君）

若林一明議員の質問が終わりました。

教育長の答弁を求めます。

芦澤和彦教育長。

教育長（芦澤和彦君）

若林議員のご質問にお答えいたします。

2020年度から増えるのは、3・4年生1コマ、要するに35時間、5・6年生はすでに35時間やっていますので、35時間増えることとなります。

2017年度までと比較して、今言うように週1コマ、35時間の増になりますが、若林議員のご質問のとおり、その増加分を割り付ける必要があります。

皆さんご存知のように、時間割表に単純に6時間目を設ければいいというものではなくて、地方教育審議会では今ある28コマを超えてはいけなないと、いろいろパターンが文科省からも示されていて、土曜日にやるということも考えられるのではないかと、長期休業を削るとい

うことも考えられるのではないかと、先ほど若林議員がおっしゃったように、細かく刻んでモジュールのような方式でということがありまして、今、教育委員会としても、現場の先生方と文科省、いろいろな研究団体に示されたものを精査しながら、今年くらいを目安に決めていきたいと思っています。

南部町がなぜ先行実施をしないかという、急激に時間数を増やして子どもの英語嫌いを増やすとか、丁寧さを欠くとかということがありまして、そんなことも考えて今のような形式をとっているわけですが、いずれにしましても、近いうちにいろいろな資料を参考に、町として決めていきたいと思っております。

いずれにしましても、どんな授業形態であれ、将来必要な英語によるコミュニケーション能力の素地を児童に着実に付けさせ、中学校以降の学習につなげることが重要であると考えています。

以上です。

議長（望月将名君）

教育長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

（ な し ）

以上で、若林一明議員の質問を終了いたします。

次に、6番、市川強議員の質問を許します。

市川強議員の質問は2問あります。

まず、1番目の質問を求めます。

6番、市川強議員。

6番議員（市川強君）

重いランドセルが子どもの成長の悪影響について、今はやりの言葉で言いますと、置き勉です。置き勉について、教育長に質問いたします。

子どものランドセルが、昔と比べて大きくなった。毎年4月に新入生の1年生を見ると、ランドセルが歩いていると思います。

3年生になると教科も増え、いっそう重くなる。小学校の象徴とも言えるランドセル。6年間、雨の日も、風の日も、晴れの日も背負い学校に通うランドセルが、近年大きくなっています。子どもから、腰痛の声が聞こえます。

学習指導要綱の大幅改定で、2002年に小中学校の学習内容が3割削減されました。この時期がゆとり教育で、ページ数も一番少なく、ある教科は2002年上下巻合計で100ページのB5サイズが、合本になり217ページ、サイズもA判になり、倍以上に重くなりました。

ここに、ゆとり教育から脱ゆとり教育のひずみが出ています。

2010年のカリフォルニア大学の研究者の調査では、成長期における子どもの重すぎる荷物を背負うということは、腰椎椎間板の変形などに影響する可能性が指摘されています。

日本の子どもたちと同様な悲鳴を前に、荷物の重量を法で制限する地域もある。2014年カリフォルニア州では、小学生の背負う荷物の重量を制限する法案を可決しました。子どもに体重の10%以上の重さのものを所持せないこととあります。

腰痛や骨折が増えている原因が、子どもの日ごろの姿勢の悪さや、運動不足も影響していると思っておりますが、重いランドセルも悪影響を与えている。

そこで質問ですが、1つ目に、小学校1年生の教科書と副読本とランドセル合計の重さ。2番目に、身体への影響と腰痛などの症状のある児童はいるのか。3点目に、通学距離の長い児童の距離と時間は。4点目に、教科書を学校の机に置くことはできるのか、学校ごとに違うのか。5点目に、ランドセルより安価なバックの使用を薦めないか。

以上5点を伺います

議長（望月將名君）

市川強議員の質問が終わりました。

教育長の答弁を求めます。

芦澤和彦教育長。

教育長（芦澤和彦君）

市川議員の1つ目のご質問にお答えいたします。

まず、小学校1年生の教科書と副読本、ランドセルを合わせた重さですが、各校多少の差があります。これは、メーカーによっても違うかと思えます。

最も重いであろうランドセルに、すべての教科書等を入れた状態にして量りますと、約4キログラムになります。通常はすべての教科書等を入れることがありませんので、2キログラムから3キログラム程度になります。

次に、身体への影響と腰痛などの症状のある児童がいるかという質問ですが、現在、4校とも腰痛症状のある児童はいないとの報告を受けています。

次に、通学距離の長い児童の距離と時間ですが、徒歩通学で最も長いのは、睦合小学校に通う中野区2組と成島区釜の口の児童で、距離は3キロメートル弱、時間は寄り道をしないで概ね50分です。

続いて、教科書を学校に置いておくことはできるのか、学校ごとに違うのかという質問ですが、荷物を少なくして通学負担を軽減するために、家で必要な物以外は学校に置くこととしている学校がある一方で、翌日の準備を自分で行う習慣をつけさせることを目的として、1学期は教科書を家に置くという学校もあります。教育委員会としましては、それぞれ明確な目的のもとに実施していることであり、学校の判断に委ねるべきであると考えております。

最後に、ランドセルより安価なバッグの使用を薦めないかとの質問ですが、ランドセルは6年間の使用に耐える耐久性、中身を守る材質と構造、転倒時のクッションとなる厚みと丈夫な作り等の理由から、基本的にランドセルの使用を考えています。各学校では、入学説明会において保護者に、ランドセルまたはランドセルに準じたものを準備するよう依頼しています。

以上、5点の質問についてのお答えとさせていただきます。

なお、ランドセルが重くなって通学の負担になっていることが問題視され、文部科学省が対策に乗り出すとの報道がありますが、本町におきましては、先程お答えしたように、特に問題とはなっておりません。今後も国の動向を踏まえ、各校において適切に対応してまいります。

以上です。

議長（望月將名君）

教育長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

6番、市川強議員。

6番議員（市川強君）

まず、各学校の現状を聞いているので、返答にはなっていないと思います。

ランドセルに準じるとの回答ですが、その準じるものではなくて、両手が空けばよいのですから、リュックとかバックでも、それが指定されてもよいと思います。

中身が重くなったのは、ゆとり教育時代では4,857ページあり、脱ゆとり教育を反映した学習指導要領が実施されると、ページ数は6,518ページに増え、30%増しとなりました。さらに道徳が増え、さらに1,067ページも増え、56%増しになっています。

東京の大正大学の教授が、昨年11月に1年生から3年生のランドセルの重さを調べたところ、側面のフックに給食袋や体操着袋をかけた状態で図りました。結果、平均で約7.7キログラム、最高は9.7キログラムでした。

日本赤十字医療センター副院長の医師は、あまりに重い負荷をかけると、バランスをとるために前かがみに、猫背気味になるという傾向があり、背中とか、腰の痛みとか、たるさとか、そういうものにつながりやすい。子どもや父兄からそのような声を聞かないのではなく、言える環境にないから声に出さないだけでしょう。

そもそも、アンケートをとったことがありますか。副院長はこうも言っています。小学校低学年の場合は、荷物の重さは体重の15%以下、約3キログラム以内に抑えるべきだ。学習環境などに応じて変化していく子どもたちの持ち物、周りの大人たちは注意深く見守る必要がある。

昭和女子大付属昭和小学校では、1・2年生の間はすべての教科書を学校に置いて帰り、軽くて安価なナイロン製のショルダーバックで通学しています。

この考えは、低学年のうち、家庭では学習より生活体験を重視してほしいという学校の方針であり、小さな体への負担を減らしたいという思いもあり、40年以上続く方針です。

自宅にはノートと筆記用具、家庭学習用のプリントだけを持ち帰り、約1キログラム前後に抑えるそうです。それで学習能力が落ちることはないということです。

このように、学校や教育委員会の考え方ひとつにより、子どもへの体の負担も大きく変わります。学校で使わない教科書は学校に置いていくなどの対策、これが置き勉です。

これを40年も前から実施しているところもあり、大人が知恵を絞りと、子どもたちの健康を守っていかなければなりません。子どもの訴えがないからよい、公務員の目線の考えでなく、もっと広い目の国民目線が必要だと思います。

どのように考えていますか、伺います。

議長（望月将名君）

市川強議員の質問が終わりました。

教育長の答弁を求めます。

芦澤和彦教育長。

教育長（芦澤和彦君）

市川議員のご質問にお答えをいたします。

4校とも学校に教科書等を置いておくことができますが、厳密に分けると、1学期は翌日の準備を自分で行う習慣づけのために、教科書を家に置くとしている学校が1校あります。

先ほどお答えしたように、各小学校はランドセルのさまざまな機能を認めており、ランドセルに準じるといえるものは、ランドセルの機能を具備したものと考えています。ご質問のように、

子どもの成長に影響を及ぼすほどの重さとなると、非常に重要な問題となりますので、教育委員会としましても注意を怠らず、適切に対応していきたいと考えています。

以上です。

議長（望月将名君）

教育長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

6番、市川強議員。

6番議員（市川強君）

置き勉の対応が、4校それぞれで分かれています。体調が悪いという声を聞いてからでは遅いのです。前もって対処が必要です。体調が悪いという声がないからといって、安心してはいけません。やはり、良い方向で統一がよろしいと思います。4校で父兄に対して、はっきり置き勉を認めるチラシなどで、父兄に告げることは大事だと思います。

教育長に伺います。

議長（望月将名君）

市川強議員の質問が終わりました。

教育長の答弁を求めます。

芦澤和彦教育長。

教育長（芦澤和彦君）

4校が違うというのは、1校が1学期だけの対応が違うということですので、これからそのへんについては話をしていきたいと思います。

基本的な考えは、先ほど申し上げたとおりであり、教育委員会ならびに校長会と協議をしてから結論を出したいと思います。

以上です。

議長（望月将名君）

以上で、1番目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

6番、市川強議員。

6番議員（市川強君）

2018年6月、大阪府北部におきまして地震がありました。その時にブロック塀が崩壊しましたので、そちらについて質問をします。

通学途中のブロック塀の安全について、2018年6月の大阪府北部を中心とした、震度6弱の地震により、付近の寿栄小学校のプール横のブロック塀が倒壊して女児が下敷きになり、亡くなりました。この事件を受けて、各地の自治体では調査を行った。

南部町でも調査を行ったのか、結果はどうか。また、通学路などでの町内の家庭に設置されているブロック塀の安全性は調べたのか、結果はどうか、安全性に疑問がある場合はどうするのか。

以上を、教育長と町長に伺います。

議長（望月将名君）

市川強議員の質問が終わりました。

最初に、教育長の答弁を求めます。

芦澤和彦教育長。

教育長（芦澤和彦君）

市川議員の2番目のご質問にお答えいたします。

大阪府の痛ましい地震被害を受けて、本町においても学校施設のブロック塀について調査を実施しました。結果は、危険性は認められないものの、老朽化した高さ60センチメートル、3段のブロック塀が睦合小学校にありました。緊急性はありませんが、撤去する予定でいます。

通学路の点検は、各学校が実施しました。安全性に疑問がある場合はどうするかとの質問ですが、すべての学校の通学路において、安全性に疑問があるブロック塀が存在します。まず、通学路の変更が可能な場合は、変更します。変更できない場合は、地震発生時に危険を回避する行動をとる確認をしています。教育委員会としては、以上2点の対応を取っています。

以上です。

議長（望月將名君）

教育長の答弁が終わりました。

次に、町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

町長（佐野和広君）

市川議員のご質問に対しましては、教育長が答弁しましたように、調査を実施し、通学路の点検も各学校が行い、対応しているところです。

町もこの事件を受けてすぐに、公共施設の緊急点検を実施させました。公共施設においては、特に危険なブロック塀等はないとの報告でした。

ただ、通学路も含めて、県道沿いや町道沿いなど、町内にはかなり多くのブロック塀があります。町として、安全性についての調べはしていませんが、ブロック塀の維持管理は所有者、管理者の責任でありますので、ブロック塀等の安全点検についてのチラシを回覧して、所有者が自ら自主的な安全点検の実施をしていただくようお願いをいたしました。

今後も、防災マップづくりなどを通じて、各地域で避難する際の避難路の安全確保に努めていただければと考えております。

以上です。

議長（望月將名君）

教育長および町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

6番、市川強議員。

6番議員（市川強君）

ブロック塀ですが、睦合小学校のプール横のブロック塀は3段で、危険性はあまりありませんが、撤去するというのであれば一安心です。

通学路において、かなりの危険と思われる箇所があります。ここは、先ほどの回答によると、地震発生時に危険を回避する行動をとる確認をしていると言いましたが、真横を歩いているときに地震が来たら間に合いません。その考え方、教え方が間違えています。

まず、先に安全な通学路を決めるのが大事です。町は、一般のブロック塀については安全性について調べていないということですが、チラシなどで啓発することにより持ち主が調べると思いますが、それはお役所仕事と世間では言います。

富士川町においては、町民に補助金を出して、啓発運動に努めています。わが町でも補助金制度の検討をしたらどうでしょうか、町長に伺います。

議長（望月将名君）

市川強議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

町長（佐野和広君）

市川議員のご質問にお答えいたします

チラシだけではなく、町が積極的に調べる姿勢が大切だと思うがとのご指摘ですが、あくまでもブロック塀は個人所有の財産であり、維持管理についても所有者、管理者の責任であります。

また、精密診断のできる専門知識を持った職員もいませんので、町として町内すべてのブロック塀の安全点検をすることは考えておりませんが、再度広報誌等へ掲載して、ブロック塀の自主的な安全点検を行うよう注意喚起するとともに、相談窓口についてのお知らせもしていきます。

もう1点、危険性のあるブロック塀の撤去、改修等に補助金を出すことについて町はどう考えているのかというご質問ですが、現在、国や県もこの件に関して補助制度を検討中とのことです。その動向を見据えながら検討をしていきたいと思えます。

なお、先ほど富士川町がという話がありましたが、私も新聞で読みました。大した金額は出していません。あれで本当にできるのかという、そういう疑問もありますから、やはり国や県がどこまで本気になってやっていくのか、そのへんを見極めながら再度検討していきたいと思えます。

以上です。

議長（望月将名君）

町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

6番、市川強議員。

6番議員（市川強君）

富士川町の予算が大した金額ではないということなんです、その金額の問題ではなく、町の姿勢、そういうことに対する姿勢の問題なんです。前回の議会の一般質問で、給食費が無料に、富士川町はしたとあって、富士川町は予算を盛ってきました。でも南部町には予算がないということで、できないという回答でしたが、今回も予算がないからできないということだと思えますが、予算の規模は人口により若干の違いはありますが、人口1人当たりなら大した変わりはないと思えます。それはなぜできないのか。使い方、使われ方、予算の使い方の考えが違うと思えます。防災に力を入れて、そのような発言をするならば、もう少し町民に対して思いやりのある予算の使い方を考えてみてはいかがでしょうか。県とか国が補助金を出すという前に、町独自で出すことが、やはり防災に強い南部町を目指すという、町長の考えに従うものと思えますが、いかがですか。

議長（望月将名君）

市川強議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

町長（佐野和広君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

もしそうであるならば、私は、もう一度、再度見直しをしまして、必要でないものは削ります。そして、防災がそれだけ多く騒ぐのであれば、そちらに力を入れていきます。

以上です。

議長（望月將名君）

以上で、市川強議員の一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は14時50分です。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時50分

議長（望月將名君）

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、1番、高橋茂広議員の質問を許します。

高橋茂広議員の質問は2問あります。

まず、1番目の質問を求めます。

1番、高橋茂広議員。

1番議員（高橋茂広君）

通告書にのっとりまして、2問ありますが、1問目の質問からいきます。

まず、総合教育会議について町長に質問します。

少子高齢化、人口減少の時代を迎え、激動する社会情勢の中、本町に限らず多くの自治体が、教育に熱い期待を寄せています。

平成27年4月1日より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、総合教育会議が開催され、本町では、広い視野を持ち、ふるさと南部を支える人づくりを基本理念として、郷土の未来を託す人材を育成する、学びのある心豊かな人生を送る、地域全体で子育てに取り組むを柱とした、南部町教育大綱が策定されました。

教育会議について、以下の2点を伺います。

1点目として、町長と教育委員会が教育に関し協議するこの会議について、その成果と、協議を通して見えた課題について伺います。

2点目として、これからの総合教育会議に向けた町長の思いを伺います。

議長（望月將名君）

高橋茂広議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

町長（佐野和広君）

冒頭ではありますが、私は、総合教育会議という制度ができて、非常に喜んでいる1人です。毎回のことですが、本当に真摯に向き合いながら、委員さんたちと私がとことん

まで議論をして、南部教育がどうあるべきかということを真剣に考えております。

それでは、高橋議員のご質問にお答えいたします。平成27年4月1日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正では、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、町長と教育委員会の連携の強化といった観点から、所要の改正が行われたものです。

その大きな特徴の一つとして、総合教育会議の設置があります。この会議は、町長と教育委員会で構成し、町長が会議を招集するもので、協議・調整すべき事項は、教育大綱の策定、教育条件整備など重点的に講ずべき施策、児童・生徒の生命、身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置などとされています。

まず、1点目のご質問の総合教育会議設置の成果についてお答えします。

高橋議員のご質問にもありましたとおり、南部町教育の目指すべき姿を明確に示す教育大綱を策定いたしました。この大綱を基本として、町長部局と教育委員会が方向性を共有して、行政にあたることになったことが非常に大きな成果といえます。

南部町教育の目指す姿を共有することで、小学校適正配置についての議論が深まり、進むべき方針を定めることができたほか、連携型中高一貫教育に対する町の姿勢を明確に示すこともできました。また、小中学校における教育ICTの整備や学校施設長寿命化計画の策定など、重点的に講ずべき教育条件整備施策が進められることも成果に挙げられます。

次に、協議を通して見えた課題というご質問ですが、教育はその成果がすぐに目に見える形になりにくい、成果の確認に時間がかかる行政分野です。だからこそ、より効果的で適切な予算配分が求められる分野だともいえます。ですから、どういった施策が効果的で、どれだけ予算付けすれば適切と判断できるのか、しっかりと分析してから執行することが課題となります。また、成果の確認に時間がかかると申し上げましたが、長いスパンでの効果の検証も欠かせません。

2点目のご質問は、これからの総合教育会議に向けた私の思いについてです。

平成27年度の設置以来、毎年3回の会議を開催しておりますが、冒頭お話ししましたように、毎回、白熱した議論となり、予定された時間があっという間に過ぎてしまいます。それだけ各委員の熱い思いが言葉となって紡ぎだされるわけで、私もこの会議を非常に楽しみにしております。そして何よりも、深められた議論が素晴らしい成果を生み出している点が評価できると思います。町の魅力づくりという視点では、教育の充実が非常に高い位置づけになりますから、今後も力を注いでいきたいと考えております。

以上です。

議長（望月將名君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

1番、高橋茂広議員。

1番議員（高橋茂広君）

1点目の質問の、総合教育会議の成果については私も同じように考えていますが、教育行政にかかる事務の執行については従来どおりで、対等な立場で協議、調整を行えること、また、教育の諸課題に対してより迅速な対応が可能になったということだと思います。

次に、課題についてですが、教育の成果の確認に時間がかかるとの答弁ですが、教育の分野

でそういう面もあるかと思いますが、成果はなるべく早く出すに越したことがないわけです。

そこで、教育の成果を判断する基準、短時間で成果を出す方法について伺います。

2点目の再質問になりますが、町の魅力づくりという視点では、教育の充実が非常に高い位置づけになるので、今後も力を注いでいきたいとの答弁ですが、教育の充実については具体的な施策があるのか伺います。

議長（望月將名君）

高橋茂広議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

町長（佐野和広君）

まず、教育の成果を判断する基準についてですが、評価の観点としては、関心や意欲、思考や判断、知識や理解といったものがあると思います。

これらのうち、知識や理解については数字で評価ができる分野といえますので、数字を基準とすることができます。ですが、関心や意欲、思考や判断について、明確な基準を求めることはなかなか難しいのではないのでしょうか。

次に、短時間で成果を出すにはという質問ですが、個々の学びの定着には、反復学習が有効なことは誰もが知るところです。成果をアウトプット、いわゆる、何をしたかのみで評価するなら短時間で出すことも可能でしょうが、本来成果とはアウトカム、つまり、その結果何がもたらされたかで評価すべきですから、時間がかかるのはやむを得ないことだとお答えするしかありません。

教育の充実については、具体的な施策があるかのご質問ですが、今現在、本町で展開している施策が、まさしく具体的な施策とお答えいたします。教育で最も大事なことは、いわゆる、ものではなく、人だと思っておりますので、適切な人材を適切な場所に配置するよう努めてまいります。

以上です。

議長（望月將名君）

町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

1番、高橋茂広議員。

1番議員（高橋茂広君）

今の答弁を聞いていましたが、基本的にはそういう考えで間違いないと思います。協議を通じて課題も見えてくるわけですが、町長と教育委員会の皆さんの相互の連携を図りながら、今後とも、より一層民意を反映した教育行政を進めていってほしいと思います。

2点目の質問ですが、教育の充実ということで、特色のある学校教育ということを知りたいです。

私が考えたのは、特色のある学校教育の展開ということで、提案になりますが、小中学校の子どもたちに、議会の傍聴と模擬議会を開催してはどうでしょうかということです。これは、主権者教育にかかわる部分になるかと思いますが、子どもたちに、町に対していかに関心を持ってもらえるか、また、テーマによっては町の将来を考えることにもつながると思いますので、ミニ議会とか、そういうことはやっても損はないというように考えています。

また、保護者の皆さんにも、議会の仕組みや議員の活動について知ってもらえる機会になり、子どもたちの教育の充実にもつながると思いますが、町長の考えを伺いたいと思います。

議長（望月將名君）

高橋茂広議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

町長（佐野和広君）

高橋議員からいろいろなお提案がございました。各地では、子どもたちを交えた中で、行政との対話をやってみたりしています。これからも総合教育会議がありますから、その中で今のご提案を議論したいと思っております。できるならば、そういう方向ができればと思っております。

以上です。

議長（望月將名君）

以上で、1番目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

1番、高橋茂広議員。

1番議員（高橋茂広君）

2番目の質問に移ります。

南部町の教育について、教育長と町長にお尋ねします。

小学校では2020年度から、中学校では2021年度から新学習指導要領が実施され、ICTを活用したプログラミング教育や、意見発表や討論を重視する主体的、対話的で深い学びのアクティブ・ラーニングという教育手法が授業で導入され、小中学校の教育の場が大きく変わろうとしています。

そこで、以下の2点を伺います。

1点目として、プログラミング教育やデジタル教科書の使用頻度も高まってくると予想され、ハード、ソフト両面の整備充実が求められてくると思いますが、現在の導入状況と今後の予定を伺います。

2点目として、新学習指導要領の実施により、学習内容や授業時間が増加しますが、児童生徒の学習意欲をどのようにして高めるのか伺います。

議長（望月將名君）

高橋茂広議員の質問が終わりました。

最初に、教育長の答弁を求めます。

芦澤和彦教育長。

教育長（芦澤和彦君）

高橋議員の2番目のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の教育ICTにおけるハード、ソフトの導入状況と今後の予定についてです。

ハードにつきましては、昨年、平成29年度に学校ICT環境整備事業として、各小中学校の最大人数クラス分と特別支援学級分に、指導者用を加えたタブレットパソコンを導入し、中学校には、さらに最大人数クラス分のノートパソコンを導入しました。使用環境としては、各教室および職員室で使用できるWi-Fi環境としましたので、パソコン教室に移動すること

なく、各教室でタブレットパソコンを活用できます。

ソフトにつきましては、ハード導入時に、主体的、対話的で深い学びに活用が期待されるソフトを導入し、その後、効果が認められるデジタル教科書を順次導入しております。今後も効果を検証しつつ、デジタル教科書の導入を検討していく予定です。これからは、子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うことを指示するといった体験をさせながら、プログラミング的思考の育成が求められることとなりますので、そういった分野に活用できるソフトの導入も検討していく必要があります。

タブレットパソコンの活用により、実現が容易になる学習場面としては、思考の過程や結果が可視化できること、多くの人の考えを瞬時に共有できること、何度でも試行錯誤できることなどがあり、こういった特長を生かすことにより課題解決型の学習、すなわち、主体的、協働的、探究的な学びを実現していきたいと考えております。そのためには、現場教員のタブレットパソコンを活用した指導力の向上が欠かせませんので、昨年4月から、教育支援センターにICT支援員1名を配置しました。現在、各小中学校を巡回して、指導助言にあたっています。

次に、2点目の新学習指導要領の実施による学習内容や授業時間の増加に対して、児童生徒の学習意欲をいかにして高めるのかという質問にお答えします。

学習内容および授業時間が大幅に増加するのは、小学校の外国語教育に関する部分になります。先ほど申し上げましたように、2017年度までは小学校5・6年生が外国語活動として年間35時間学んでいましたが、2年後の2020年度からは、小学校3・4年生が外国語活動として年間35時間、小学校5・6年生は外国語が教科化され、年間70時間学ぶこととなります。2018・2019年度は経過措置期間となり、2020年度の準備に充てられています。

外国語の授業は、学級担任が主体となって進めることとされており、子どもたちの学習意欲を高めるには、教える側が意欲的に取り組む姿勢を前面に押し出す必要があることから、各小学校に対し、外国語指導研修への積極的参加を呼びかけると同時に、外国語の指導力向上を企図して、教育支援センターに英語指導員1名を今年4月に配置しました。英語指導員は、県費により配置された英語専科教員とALTを交えて各小学校を巡回し、学級担任の指導力向上に取り組んでいます。

他には、道徳が新たに教科となります。その目的は、より良く生きるための基盤となる道徳性を養うこととされています。この道徳性を養うためには、従来の一斉教授型授業ではなく、「考え、議論する授業」や「他者を尊重することを前提とした自己主張ができる授業」、「内容が自分のこととして捉えられる授業」といった学習者主体の授業にする必要があります。これは、タブレットパソコンの活用例としても挙げられる、主体的、対話的で深い学びとなる授業そのものといえますので、非常に有効的なツールとして活用し、子どもたちの学習意欲を高めていきたいと考えております。

以上です。

議長（望月将名君）

次に、町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

町長（佐野和広君）

高橋議員の2番目のご質問にお答えいたします。

教育ICTの整備や新学習指導要領への対応は、ただいま教育長が詳細にお答えしておりますので、私は南部町の教育全般についての考えを述べさせていただきます。

先ほどの高橋議員のご質問にお答えしたとおり、総合教育会議の設置により、町長と教育委員会の連携が強化されました。それにより、一般行政と教育行政の一層の調和が図られることになったわけです。

これからのまちづくりは、これまでと同様、第2次南部町総合計画の郷土愛を持つ人づくりに基づいて策定された南部町教育大綱の基本理念、「広い視野をもち、ふるさと南部を支える人づくり」を常に念頭に置いて推し進めてまいりたいと考えております。そのためには、効果的で適切な事業配分が重要となります。議員各位には、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、高橋議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（望月将名君）

教育長および町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

1番、高橋茂広議員。

1番議員（高橋茂広君）

教育ICTの整備について、タブレットパソコンの1人1台の導入についての考えですが、タブレットパソコンなどは大型テレビとセットでないと効果は半減してしまいます。主体的、共働的、探究的な学びを実現するには、大型テレビは必要と思いますが、考えを伺います。

また、デジタル教科書の算数は4小学校で導入されていますが、社会については導入されていない小学校があります。教育の機会均等を考えると、4小学校同時に導入されるべきと考えますが、教育長の考えを伺います。

ICT支援員の配置について、1名で十分な対応ができているのか、また、近い将来を考えたときの配置の期限について教育長に伺います。

新学習指導要領の実施について、答弁の中で小学校の外国語の授業について触れられているので質問いたします。

新指導要領の実施により、小学校での外国語の授業が総合的な学習の一部を使って行われるようですが、一番大変なのは授業を行う担任の先生ではないかと思えます。

現在、英語専科教員とALT1名ずつで巡回指導をしているようですが、各学校の声として、英語の授業ができる教員がほしい、ALTが1名ではカバーできなくなるという声がありますが、英語専科教員、ALTの増員の必要性について考えを伺います。

あと1点、児童生徒の学習意欲を高めるためにタブレットパソコンを活用して、自分で考え、物事に取り組む力をつけることと思えますが、それ以外に必要なことは何かありましたら考えを伺います。

議長（望月将名君）

高橋茂広議員の質問が終わりました。

教育長の答弁を求めます。

芦澤和彦教育長。

教育長（芦澤和彦君）

高橋議員のご質問にお答えいたします。

まず、タブレットパソコンの1人1台、大型テレビ、デジタル教科書の算数、社会をすべての小学校に導入することについてです。タブレットパソコンにつきましては、効果的な活用が可能になった時点で、さらなる導入を図るべきと考えています。現状は、教師が自由自在に使いこなすには至っておらず、したがって、主体的、多様的で深い学びにつながる活用も模索中といえます。

また、1人1台の導入は、家庭での利用が可能となる環境においてこそ有用性を発揮するものであります。よって、現在、力を注ぐべき部分は、こういった教育ICT機器を効果的に活用できるスキルを教師が身につけることであり、あれば便利だという今の段階で1人1台導入することは考えておりません。

大型テレビは、教師のスキルが向上し、利用頻度が上がることを確認しつつ検討を進めてまいります。

デジタル教科書は、今後、ますます利活用が進むものと予測しており、一部の学校を試験校として有効活用を研究し、他校とその結果の共有を図っているところです。効果をしっかり検証して、積極的に導入を図っていきたいと考えております。

次に、ICT支援員が1名で十分な対応ができているのかというご質問ですが、各学校では、ICT機器を使った授業の場面で支援員に指導を求めています、ニーズが多くててんでこ舞いということはありません。

支援員は教師間の共通の課題を浮き彫りにし、その解決方法を発信して全体のスキルアップに努めており、対応は十分だと評価しております。

配置当初の計画で2カ年を予定しており、今年度は2年目となりますが、現場の声を聞きながら継続の必要性を検討していきたいと思っています。

最後に、小学校の外国語授業について、タブレット等のツール以外に、学習意欲を高めるものは何か、英語教員およびALTの増員はといった質問です。教育において大事なことは、適切な場所に適切な人を当てることだと考えております。

先ほども申し上げましたように、考える側の人間、教える側の人間、つまり、教師が意欲的に取り組む姿勢を前面に出すことが、児童の学習意欲を高めることにつながります。

現在、県費により配置されている英語専科教員と町が委託しているALTに加え、町が配置する英語指導員により、学級担任の指導力向上に取り組んでいます。

今年度の取り組みがどういった成果を上げるかを検証しながら、今年度の人的配置を基準として、次年度の望ましい人的配置を検討し、必要な予算を要望していきたいと考えております。

以上です。

議長（望月將名君）

教育長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

1番、高橋茂広議員。

1番議員（高橋茂広君）

先ほど、町長の答弁に対して再質問を忘れましたので、ここで再質問をさせていただきたいと思えます。

南部町の教育について町長の答弁をいただきましたので再質問します。

南部町教育大綱の理念である、広い視野を持ち、ふるさと南部を支える人づくりを推し進め

ていきたいとの答弁ですが、学校教育としてはふるさと教育に当たると思いますが、ふるさと教育を行う目的と、そのために何をするのか伺います。

議長（望月將名君）

高橋茂広議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和弘町長。

町長（佐野和弘君）

高橋議員のご質問にお答えいたします。

先ほどからの、第2次南部町総合計画の施策大綱、第5節で地域の歴史、文化を学び、他地域とのさまざまな交流を体験することにより、郷土愛を育み、それを誇りにして、グローバルに生きる力を身につける人づくりに力を注ぎます。

町民がふるさとに学び、それを他地域、後世に伝えることにより、この町の良さを将来にわたって発信する施策を展開し、郷土愛を持つ人づくりを目指しますとうたっています。

町の施策の根幹をなす計画と位置づけられ、議会において審議いただいて、掲げた大綱をもって、ふるさと教育を行う目的という質問に対する答えとさせていただきます。

次に、何をするのかという質問ですが、生涯学習課が担う部分が多いわけですが、学校教育に関する質問ですので、小中学校の取り組みについてお答えをいたします。

教育委員会は、第2次南部町総合計画の実現に向けて南部町教育大綱を策定し、ふるさと教育の推進を目標の1つに掲げました。

小中学校では、発達段階に応じて、ふるさと教育の題材や学びの内容を整理し、体系化した冊子の南部町のふるさと教育を作成し、小学校から中学校まで一貫した授業を展開しています。

最後に、教育に関する人の配置と物の整備についての質問ですが、先ほどお答えしたとおり、これまでの取り組みをしっかりと検証したうえで、効果的かつ適切な事業配分に努めてまいります。

以上です。

議長（望月將名君）

以上で、高橋茂広議員の一般質問を終了いたします。

これで、一般質問を終結いたします。

議長（望月將名君）

日程第10 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります議員派遣の件のとおり、議員派遣をすることに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してあります資料のとおり、議員派遣をすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日12日、水曜日には文教厚生常任委員会、明後日13日、木曜日には総務建設常任委員会の審査が行われます。

会場は2階大会議室、開会は午前9時であります。
時間までに2階大会議室にご参集くださるよう、よろしくお願い申し上げます。
本日は、これにて散会いたします。
大変ご苦労さまでした。
議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

散会 午後 3時21分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成30年9月11日

南部町議会議長

望 月 將 名

会議録署名議員

堀 之 内 可 和

会議録署名議員

望 月 藤 一

会議録署名議員

高 橋 茂 広

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 滝 基 成

平成 3 0 年

南部町議会第 3 回定例会会議録

9 月 1 9 日

平成30年南部町議会第3回定例会（第2日目）

議事日程（第2号）

平成30年9月19日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議長あいさつ
2. 開議
3. 日程報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 現地視察

4. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 高橋茂広	2番 若林良一
3番 望月光彦	4番 小泉昇一
5番 若林一明	6番 市川強
7番 遠藤光宣	8番 仲亀佳定
9番 森田守	10番 堀之内可和
11番 望月藤一	12番 望月將名

5. 欠席議員（なし）

6. 会議録署名議員

2番 若林良一	3番 望月光彦
---------	---------

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（3名）

財政課長 遠藤良彦	建設課長 若林邦治
産業振興課長（併） 農業委員会事務局長	梶原 猛

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長 滝 基成

開議 午前 9時30分

議長（望月將名君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成30年南部町議会第3回定例会、2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成30年南部町議会第3回定例会、2日目の会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

議長（望月將名君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、2番 若林良一議員および3番 望月光彦議員の両名を指名いたします。

議長（望月將名君）

日程第2 ただいまから、現地視察を実施いたします。

順路は、お手元にお配りいたしました行程表のとおりであります。

ただちに現地に向かいますので、準備をお願いいたします。

《現地視察》

議長（望月將名君）

現地視察が終了いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、次の本会議は、明後日21日、金曜日、午前9時30分より3日目を開きます。

議員の皆さまは、午前9時までに控え室へご参集くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

散会 午後 3時46分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成30年9月19日

南部町議会議長

望 月 將 名

会議録署名議員

若 林 良 一

会議録署名議員

望 月 光 彦

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 滝 基 成

平成 3 0 年

南部町議会第 3 回定例会会議録

9 月 2 1 日

平成30年南部町議会第3回定例会（第3日目）

議事日程（第3号）

平成30年9月21日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議長あいさつ

2. 開議

3. 日程報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 請願審査の委員長報告・質疑・討論・採決

日程第3 町長提出議案審査の委員長報告・質疑

日程第4 町長提出議案の討論・採決

議案第49号 平成30年度南部町一般会計補正予算（第3号）

議案第50号 平成30年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第51号 平成30年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）

議案第52号 平成30年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第53号 平成30年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第54号 平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第55号 平成30年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）

認定第1号 平成29年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成29年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成29年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成29年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成29年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成29年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成29年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 平成29年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成29年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 議員提出議題の報告

日程第6 議員提出議案の趣旨説明・質疑・討論・採決

発議第2号 太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書の提出について

日程第7 閉会中の継続調査について

追加日程第 1

発委第 1号 子どもたちにきめ細かな教育を実現するための、少人数学級推進及び
教育予算拡充に関する意見書の提出について

4.出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	高橋茂広	2番	若林良一
3番	望月光彦	4番	小泉昇一
5番	若林一明	6番	市川強
7番	遠藤光宣	8番	仲亀佳定
9番	森田守	10番	堀之内可和
11番	望月藤一	12番	望月將名

5.欠席議員(なし)

6.会議録署名議員

4番	小泉昇一	5番	若林一明
----	------	----	------

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名(25名)

町長	佐野和広	教育長	芦澤和彦
代表監査委員	若林泰文	参 与	望月哲也
会計管理者 (兼)出納室長	近藤 勝	総務課長	小倉弘規
財政課長	遠藤良彦	企画課長	望月一弥
税務課長	望月一希	交通防災課長	稲葉芳幸
子育て支援課長	佐野 勝	福祉保健課長 (兼) 地域包括支援センター所長	佐野武人
住民課長	四條理恵	産業振興課長(併) 農業委員会事務局長	梶原 猛
建設課長	若林邦治	水道環境課長	望月一臣
環境センター所長	新井 稔	健康管理センター所長	望月 浩
デイサービスセンター所長	青木正和	アルファセンター所長	佐野彰紀
学校教育課長 (兼) 学校給食共同調理場所長	市川 隆	生涯学習課(兼)公民館・文化館 (兼)アピアスポーツセンター所長	木内一哉
税務課課長補佐	渡辺 基	建設課課長補佐	望月文広
企画課課長補佐	渡辺雄治		

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名(1名)

議会事務局長 滝 基成

開議 午前 9時30分

議長（望月將名君）

皆さん、おはようございます。

平成30年第3回定例会3日目にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、19日の現地視察、また、2日間における委員会審査での慎重審議、大変ご苦労さまでした。

現地視察では、国土交通省甲府河川国道事務所、ネクスコ中日本清水工事事務所および南アルプス工事事務所の協力により、中部横断自動車道の進捗状況等を視察してまいりました。

すでに開通が、2018年度中から2019年の夏ごろに遅れると発表されている南部から富沢インターチェンジ間では、開通延期となった理由として、トンネル内の地盤がもろく工事が難航していること、新清水ジャンクションから富沢インターチェンジ間においては、順調に工事が進んでおり、予定どおり2018年度中には開通する予定であると、それぞれの担当者から、工事の進捗状況や今後の見通しについて説明を受けました。中部横断自動車道は、地域振興や防災面でも、非常に重要な役割を果たすものであります。また、すでに道の駅なんぶもオープンしていることから、これからの工事が順調に進捗し、1日も早い全線開通を願うところでもあります。

それでは、本日が最終日になるかと思いますが、議員各位には、円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます、定例会3日目のあいさつといたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長（望月將名君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、4番 小泉昇一議員および5番 若林一明議員の両名を指名いたします。

議長（望月將名君）

日程第2 文教厚生常任委員会に付託いたしました請願第1号を議題とし、委員長からの審査報告、報告に対する質疑・討論・採決を行います。

請願第1号 子どもたちにきめ細かな教育を実現するための、少人数学級推進及び教育予算拡充に関する請願書について、文教厚生常任委員会、仲亀佳定委員長、報告をお願いいたします。

文教厚生常任委員長（仲亀佳定君）

請願の審査結果についてご報告いたします。

今期定例会において、議長より文教厚生常任委員会に付託されました、請願第1号 子どもたちにきめ細かな教育を実現するための、少人数学級推進及び教育予算拡充に関する請願書について、9月12日、午後1時35分より、南部町役場本庁舎2階大会議室において、慎重に審査いたしました結果、課題が複雑化、困難化する学校現場において、子どもたちが一定水準

の教育を受けられるための教育環境の実現は極めて重要なことであり、請願の趣旨に沿うことが妥当であると全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、この結果につきましては、会議規則第94条第1項の規定に基づき、別紙のとおり議長に委員会報告書を提出してあります。

以上で、報告を終わります。

議長（望月將名君）

以上で、請願第1号に関する委員長報告を終了いたします。

仲亀委員長はその場でお待ち願います。

それでは、請願第1号に関する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、請願第1号に関する質疑を終結いたします。

仲亀委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、討論を行います。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

請願第1号 子どもたちにきめ細かな教育を実現するための、少人数学級推進及び教育予算拡充に関する請願書については、委員長の報告のとおり、採択すべきものとするに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、請願第1号については、採択することに決定いたしました。

議長（望月將名君）

日程第3 常任委員会に付託いたしました町長提出議案を議題とし、審査報告ならびに審査報告に対する質疑を行います。

最初に、総務建設常任委員会の審査報告ならびに審査報告に対する質疑を行います。

総務建設常任委員会の委員長報告を求めます。

総務建設常任委員会、遠藤光宣委員長、登壇願います。

総務建設常任委員長（遠藤光宣君）

総務建設常任委員会、委員会審査報告をいたします。

本委員会は、平成30年9月13日、木曜日に開会し、午前9時から午後2時15分まで、南部町役場本庁舎2階大会議室で審査いたしました。

出席者は、委員長の私、遠藤光宣、市川強副委員長、望月藤一委員、堀之内可和委員、若林良一委員、高橋茂広委員、望月將名議長。

執行部からは、産業振興課・農業委員会、総務課、交通防災課、財政課、税務課、企画課、建設課、議会事務局の各課長、局長および担当職員が出席いたしました。

お手元に配布のとおり、総務建設常任委員会に付託された議案第49号から認定第10号までの7件の議案について、所管課より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、いずれも原案どおり、可決および認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程において次の質疑があり、所管課からそれぞれ答弁がありました。質疑の内容について、別冊の総務建設常任委員会審査報告書より、抜粋して報告いたします。報告書をご用意ください。

はじめに、産業振興課・農業委員会です。

2ページ、議案第49号 平成30年度南部町一般会計補正予算(第3号) 歳出、最初の、問 19ページ、3目道の駅なんぶ費、12節役務費について、浄化槽汚泥汲取料の説明を。

答 まず、オープン後、1カ月ほどで汲み取りとなることの説明をさせていただきます。予想以上の来場者があったこと、駐車場から近い町のトイレを利用される方が多いこと、厨房からの油が流入するなどから処理能力が追いつかない状態となり、一級河川の富津川に汚泥が流出し、住民から臭いが発生しているという通報がありましたので、汲み取りを行いました。今後、同じようなことがあってはいけないので、残り2回分、合計3回分の予算を計上させていただきました。道の駅スタッフには、厨房での油の処理は浄化槽へ流さないよう指導いたしました。

続いて、3ページ、認定第1号 平成29年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳出、4つ目の、

問 圃場整備事業について、全体事業はどの程度の進捗状況か。期限内に工事は終了するのか。

答 成島区の圃場整備事業は、9工区のうち8工区で入札が済み、工事が始まっています。県から、来年3月までには完成するという確約をいただいています。来年は岬原で圃場整備を行いますが、県の30年度予算確保が厳しい状態で、測量は遅れる状況のようです。これに対して、早期執行は強く要望しております。中山間事業進捗率は、予算は80%程度、事業量は70%程度です。

次に、総務課・分庁舎・万沢支所です。

6ページ、認定第1号 平成29年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳出、3つ目の、

問 事務概要書2ページ、事務分掌の職員数について、今後の定員管理計画について、どのようになっているか。

答 定員管理計画は単独で作成するものではなく、行政改革大綱の一部としての位置づけとなります。合併以来、職員数は76人削減されましたが、行政サービスを低下させないため、分庁舎、支所および診療所も3カ所運営しております。今後についてですが、休暇取得状況を見ますと全国平均まで届いておらず、定例監査の際には、監査委員から指摘がありますので、休暇取得の配慮をしながら、適正規模に努めてまいりたいと思います。

次に、交通防災課です。

8ページ、認定第1号 平成29年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳出、5つ目の、

問 事務概要書7ページ、交通安全に関することの道路等安全確保対策設備等の設置に関連して、今年度から施行されたLED防犯灯補助金の申し込み状況について。

答 新規8カ所、取り換えは12地区で151カ所です。区長から組長へ行き渡っていない

地区もあるようなので、再度、10月の区長会でチラシを配布し、11月か12月ごろを締め切りとして再募集をいたします。

次に、財政課です。

10ページ、議案第49号 平成30年度南部町一般会計補正予算(第3号) 歳出、2つ目の、

問 14ページ、14目基金費について、財源は繰越金を充当するということだが、公共施設整備基金は目的基金なので、使用目的、計画はあるか。また、財政調整基金と公共施設整備基金の現在の残高はどの程度か。

答 地方財政法第7条に規定されておりますが、決算剰余金が生じた場合は、剰余金の2分の1以上を基金に積み立てるか、地方債の償還に充てなければならないとあります。今後、小学校の統合や老朽化した施設の改修、解体、更新時期を迎え、多額の費用が必要と見込まれておりますので、公共施設整備基金に積み立てることとしました。財政調整基金と公共施設整備基金の残高ですが、29年度末、財政調整基金が21億802万7千円、公共施設整備基金が12億4,398万1千円です。

次に、税務課です。

12ページ、認定第1号 平成29年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入、3つ目の、

問 本町に山梨ナンバーでない自動車を登録されておる方もおりますが、職員の家族にもそのような登録車両があるかと思いますが、富士山ナンバーや静岡ナンバーで登録されている方のお宅にチラシを配布する考えはないか。

答 本町の方であれば山梨ナンバーが基本的かと思われませんが、軽自動車については、別紙チラシで納税通知書に同封させていただきました。強制することはできませんので、今後も引き続き、啓発はしていきたいと思っております。

次に、企画課です。

14ページ、認定第1号 平成29年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入、最初の、

問 事務概要書14ページ、ふるさと納税の返礼品についての考えを。

答 現行では、礼状の発送とふるさと暦を添えて返礼品として対応しております。過日、国において、返礼品基準を抜本的に見直すことが正式表明されたところでありますが、国の動向を視野に入れ検討してまいります。基本的には、地場産品を中心とした返礼品を考慮し、調達費用を30%以下とした品を考えていきます。また、地域資源を活用し、地域の活性化を図ることがふるさと納税の重要な役割でもありますので、返礼品は本町の区域内で生産されたものとするのが適切であると考えます。

現在の進捗状況ですが、道の駅なんぶの指定管理者である株式会社TTCと協議を進めており、地場産であるお茶・タケノコを使った商品開発を視野に入れ、箱詰めセットなどを検討しているところです。

続いて、15ページ下段の、

問 災害時において、お試し住宅は避難所として活用できるか。

答 大規模災害時等、やむを得ない場合は、避難所としての対応は可能と考えられます。

次に、建設課です。

18ページ、認定第1号 平成29年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳出、3つ目の、

問 町営住宅の今後の対策について。

答 町営住宅4カ所は、どれも築50年を経過する状況でありますので、大規模な補修等はず、入居している方が退去されましたら取り壊しをします。この3年間にすでに5戸取り壊しをしましたが、今後、空室となった場合は、協議しながら取り壊す方向です。

以上で、総務建設常任委員会、委員会審査報告を終わります。

議長（望月將名君）

委員長報告が終わりました。

遠藤委員長は、その場でお待ち願います。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、総務建設常任委員会の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

遠藤委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、文教厚生常任委員会の審査報告ならびに審査報告に対する質疑を行います。

文教厚生常任委員会の委員長報告を求めます。

文教厚生常任委員会、仲亀佳定委員長、登壇願います。

文教厚生常任委員長（仲亀佳定君）

文教厚生常任委員会、委員会審査報告をいたします。

本委員会は、平成30年9月12日、水曜日に開会し、午前9時から午後1時31分まで、南部町役場本庁舎2階大会議室で審査をいたしました。

出席者は、委員長の私、仲亀佳定、若林一明副委員長、森田守委員、小泉昇一委員、望月光彦委員、望月將名議長。

執行部からは、教育長、総務課長、住民課・医療センター・税務課、福祉保健課・サービスセンター・アルファセンター、子育て支援課、水道環境課・環境センター、教育委員会の各課長、所長および担当職員が出席いたしました。

お手元に配布のとおり、文教厚生常任委員会に付託された議案第49号から認定第6号までの12件の議案について、所管課より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、いずれも原案どおり、可決および認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程において次の質疑があり、所管課からそれぞれ答弁がありました。

質疑の内容について、別冊の文教厚生常任委員会審査報告書より、抜粋して報告いたします。

報告書をご用意ください。

はじめに、住民課・医療センター、2ページ、議案第52号 平成30年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）南部診療施設勘定、

問 73ページ、1目医療用機械器具費、18節備品購入費について、具体的に購入を予定している備品の説明を。

答 当初予算では計上しておりません。備品購入は3点を予定しております。1つ目に、糖

尿病用ヘモグロビン検査機器です。現在は、業者に血液検査を委託しておりますが、血液検査を必要とする患者は、週に2回来院しないと検査結果が出ないというデメリットがあります。この機器を導入することにより、当日その場で、検査結果が分かるようになります。

この他にも、血圧計と身長・体重計です。身長・体重計は、経年劣化により新しい物に買い替え、血圧計は待合ホールで計測してから受診したいという要望から予算を計上しました。いずれも、寄附金が財源です。

続いて、4ページ、認定第4号 平成29年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、事業勘定、

問 7ページ、1款国民健康保険税について、収入未済額が多いが、どのくらいの方がどんな理由か。また、収入未済の税の回収方法と結果は。

答 滞納者は29年度当初57人おり、29年度末には30人となりました。30年度当初は66人で、収入状況が厳しいというのが理由のひとつであり、収入に応じて分納などをお願いしております。預金調査等行っておりますが、財産がないなど、滞納金額が多い方には強制執行が難しい状態です。このような滞納者については、今後、時効または死亡により相続放棄が想定され、不納欠損となる見込みの方が多く残っております。

次に、福祉保健課・デイサービスセンター・アルファセンターです。

5ページ、議案第49号 平成30年度南部町一般会計補正予算（第3号）歳入、

問 9ページ、17款寄附金について、用途は。

答 長野県の子金子さまより、健康福祉事業の充実を目的とした寄付300万円を、5月11日に収受しました。デイサービスセンターの休憩室に180万円、医療センターの医療器具、血糖値計測器に120万円、一般会計から特別会計へ繰出金として、歳出に予算を計上しております。

続いて、8ページ、認定第5号 平成29年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、歳出、

問 事務概要書26ページ、介護予防事業の万沢ふれあいセンターの開催日数、当初想定人数と現状について説明を。また、南部地区でも介護予防事業を行う場所として、睦合保育所の跡地を計画されている状況説明を。

答 週3回、火・水・金曜日、当初定員15人で開設いたしましたが、10人程度の利用です。介護予防事業の対象者は虚弱な高齢者であり、要支援・要介護状態にならないように予防事業として行っているものです。モデル的に万沢ふれあいセンターを設置し、今後は、南部地区でもセンターの開設ができればと考えておりますが、睦合保育所の跡地利用については素案中であり、検討をしている段階です。

次に、子育て支援課です。

9ページ、議案第49号 平成30年度南部町一般会計補正予算（第3号）歳出、

問 16ページ、3目保育所総務費、15節工事請負費について、富河保育所の改修内容と、18節 備品購入費について、庁用車購入費の説明を。

答 工事請負費は、来年度から町民ニーズに応えるため、0歳児（生後6カ月経過の予定）保育を考えています。現在の施設は0歳児の受入れ対応はできませんので、補正予算を計上して改修を行うものです。

工事内容は、沐浴施設が必要となりますので、旧万沢保育所から設備を移設して設置、手洗い・流しの設置、乳幼児室へエアコンの設置、床カーペットをタイルカーペットに張り替え、和式トイレの改修です。

備品購入費は、31年度から栄保育所と睦合保育所を統合しますが、現在通園している園児に対しての送迎希望調査を行ったところ、4家族7人の希望がありました。新年度に入園される園児で希望される方がいれば、これより多くなります。送迎車両は、保育所専用バスを検討しましたが、保育所での利用は朝と夕方のみであること、多目的利用も可能とするため、10人乗りのワゴン車にチャイルドシートを取り付ける仕様となっております。

続いて、10ページ、認定第1号 平成29年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳出、最初の、

問 事務概要書31ページ、児童館利用状況と放課後児童保育について、どこで事業を行っているか。

答 児童館は旧富沢地区で、富河小学校敷地内と万沢小学校敷地内にあります。放課後児童保育は小学校区で実施しており、アルファセンター、柳島分館、富河児童館、万沢児童館で実施しております。

次に、水道環境課・環境センターです。

12ページ、認定第2号 平成29年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入、

問 5ページ、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目簡易水道使用料について、未納者と今後の対応は。

答 現在、徴収にあたっては、口座振り替えと納付書によって納めていただいております。また、滞納者93名には、電話連絡、家庭訪問等の対応をしております。なお、滞納者は特に生活困窮者でないと思われま。今後の対応ですが、給水停止処分取扱要綱に基づいて6月に督促状を送付しており、回答があった方は分納計画によって納めていただいておりますが、返答がない方につきましては9月に給水停止予告の通知を行い、10月には給水停止命令を発送して給水停止に踏み切ります。

次に、教育委員会です。

14ページ、認定第1号 平成29年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳出、3つ目の、

問 総合会館の今後の活用について。

答 総合会館の活用については以前から協議されており、建物は築40数年が経過し、耐震補強もされていない状況で老朽化が進んでおり、検討はしているところであります。将来的には、駐車場、会議室の建設ができればと考えておりますが、いずれにしても大きな予算になるわけですので、今後も町と検討していきたいと考えております。

以上で、文教厚生常任委員会、委員会審査報告を終わります。

議長（望月将名君）

委員長報告が終わりました。

仲亀委員長は、その場でお待ち願います。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、文教厚生常任委員会の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

仲亀委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

以上で、各常任委員会委員長の審査報告ならびに審査報告に対する質疑を終結いたします。

議長(望月将名君)

日程第4 町長提出議案の討論・採決を行います。

はじめに、討論を行います。

まず、議案第49号から議案第55号までの補正予算関係について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、議案第49号から議案第55号までの討論を終結いたします。

次に、認定第1号から認定第10号までの平成29年度歳入歳出決算認定について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、認定第1号から認定第10号までの討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

採決は、1議案ごとに順次行います。

最初に、議案第49号 平成30年度南部町一般会計補正予算(第3号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第49号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第50号 平成30年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第50号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第51号 平成30年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第51号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第52号 平成30年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第52号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第53号 平成30年度南部町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第53号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第54号 平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第54号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第55号 平成30年度南部町富沢財産区特別会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第55号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第1号 平成29年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成29年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、認定第2号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成29年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、認定第3号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成29年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、認定第4号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成29年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、認定第5号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、認定第6号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号 平成29年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、認定第7号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号 平成29年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、認定第8号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号 平成29年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、認定第9号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第10号 平成29年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、認定第10号については、原案のとおり認定されました。

議長(望月將名君)

日程第5 議員提出議題の報告ですが、お手元に配布してありますので、提出議題の朗読は省略させていただきます。

議長(望月將名君)

日程第6 議員提出議案の発議第2号を議題とし、趣旨説明・質疑・討論・採決を行います。

発議第2号 太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書の提出について、提出者から趣旨説明を求めます。

7番、遠藤光宣議員。

7番議員(遠藤光宣君)

発議第2号 太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書の提出について、趣旨説明をいたします。

朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

議員提出議案集の1ページをご覧ください。

発議第2号 太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書の提出について上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成30年 9月21日

南部町議会議長 望月將名 殿

提出者 南部町議会議員 遠藤光宣

賛成者 南部町議会議員 若林良一

〃 南部町議会議員 高橋茂広

提出理由

太陽光発電設備については、高い買取価格が設定されたことや規制緩和などにより急激に拡大し、景観の阻害、住環境の悪化のみならず、土砂災害等の発生などの課題が全国で顕在化している。

このような状況において、土地利用規制等に関する関係法令では、景観、環境および防災上における問題に十分対応しておらず、FIT法においても、認定基準の遵守や適正設置の確認体制等の仕組みが整備されていない。

よって、太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を政府に強く求めるため、本意見書を提出するものであります。

なお、意見書はお手元に配布してありますので、朗読は省略させていただきます。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

議員各位には、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。以上で、発議第2号 太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書の提出についての趣旨説明を終わります。

議長（望月将名君）

趣旨説明が終わりました。

遠藤光宣議員は、その場でお待ち願います。

次に、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、発議第2号についての質疑を終結いたします。

遠藤光宣議員、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、討論を行います。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

発議第2号 太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

議長（望月将名君）

それでは、会議を再開いたします。

ただいま、文教厚生常任委員会から、請願第1号にかかる意見書の提出についての議案が提出されました。

お諮りいたします。

発委第1号を追加日程第1として、日程の順序を変更し、ただちに議題といたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題とすることに決定いたしました。

ここで、追加日程準備のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

議長(望月将名君)

それでは、会議を再開いたします。

議長(望月将名君)

追加日程第1 発委第1号の意見書の提出についてを議題といたします。

文教厚生常任委員会提出議案は、お手元へ配布いたしましたとおりでありますので、議案の朗読は省略させていただきます。

提出議案の趣旨説明、質疑、討論、採決を行います。

発委第1号 子どもたちにきめ細かな教育を実現するための、少人数学級推進及び教育予算拡充に関する意見書の提出についてを議題とし、提出委員会より趣旨説明を求めます。

文教厚生常任委員会、仲亀佳定委員長。

文教厚生常任委員長(仲亀佳定君)

発委第1号 子どもたちにきめ細かな教育を実現するための、少人数学級推進及び教育予算拡充に関する意見書の提出について、趣旨説明をいたします。

朗読をもって趣旨説明と代えさせていただきます。

委員会提出議案集1ページをご覧ください。

発委第1号 子どもたちにきめ細かな教育を実現するための、少人数学級推進及び教育予算拡充に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成30年9月21日

南部町議会議長 望月将名 殿

提出委員会 南部町議会文教厚生常任委員会
委員長 仲亀佳定

提出理由

課題が複雑化・困難化する学校現場において、ゆたかな学びの実現を保障するため、子どもたちが全国のどこに住んでいても、定水準の教育を受けられるように計画的な教職員定数改

善を推進し、教育の機会均等と水準の維持向上のための義務教育費国庫負担制度の堅持および教育条件の格差解消のための教育予算の拡充を政府に強く求めるため、本意見書を提出するものであります。

なお、意見書はお手元に配布してありますので、朗読は省略させていただきます。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

議員各位には、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。以上で、発委第1号 子どもたちにきめ細かな教育を実現するための、少人数学級推進及び教育予算拡充に関する意見書の提出についての趣旨説明を終わります。

議長（望月将名君）

発委第1号の趣旨説明が終わりました。

仲亀委員長は、その場でお待ち願います。

次に、本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、発委第1号に関する質疑を終結いたします。

仲亀委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、討論を行います。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

まず、発委第1号 子どもたちにきめ細かな教育を実現するための、少人数学級推進及び教育予算拡充に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、発委第1号は、原案のとおり決定いたしました。

議長（望月将名君）

日程第7 閉会中の継続調査についてであります。議会運営委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長から、閉会中の各委員会の開催について申し出がありました。

会議規則第75条の規定に基づき、平成30年第4回定例会の会期の決定、所管事務研究および調査について、お手元に申出書の写しが配布されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり、各委員会の所管事務等について、議会閉会中に委員会を開催することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、委員会の所管事務等について、議会閉会中の委員会開催については決定されました。

以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第17条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会といたしたいと思いを。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日で閉会とすることに決定いたしました。

平成30年南部町議会第3回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

閉会 午前10時34分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成30年9月21日

南部町議会議長

望 月 將 名

会議録署名議員

小 泉 昇 一

会議録署名議員

若 林 一 明

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 滝 基 成